

第四 賃 金

一 戦時適正賃金標準の決定

- (一) 戦時適正賃金標準を決定すべき産業部門は原則として價格を公定すべき品目關係のもの及運賃を公定すべき運送關係のものとし、其の職種は原則として直接作業に關係ある總てのものとする。
- (二) 戦時適正賃金標準は一般賃金の昂騰を來たさざる建方及適當なる分類に依り之を定むることとし特殊の場合に於ける例外を認むること。
- (三) 戦時適正賃金標準の決定に當りては當該産業部門に於ける利潤との關係を適正ならしむると共に戦時物價統制の程度に照應せしむること。
- (四) 戦時適正賃金標準を決定するに當りては支那事變前適當の時期に於ける當該職種の賃金指數と生計費指數との割合を考慮すること。
- (五) 戦時適正賃金標準を決定するに當りては戦時經濟運行に必要な關係産業部門に於ける勞勢の圓滑なる供給を阻害せざる様考慮すること。
- (六) 戦時適正賃金標準を決定する場合には之に關聯ある給料(賞與を含む)に付ても其の適正化を圖ること。

二 勞務需給の調整

前記戦時適正賃金標準の維持に付ては左の如き勞務需給の調整を併せ實施するの要あり。

- (一) 農業、鑛業、商工業等の全分野に互り勞務配給の根本基準を確立し之に基き勞務需給對策を確立すること。
- (二) 勞務者の爭奪防止の徹底を圖る爲左の如き措置を講ずること。
 - (1) 工場就業時間制限令、賃金統制令及従業者雇人制限令を戦時適正賃金標準を決定する總ての産業部門に適用すること。
 - (2) 勞働手帳制を採用すること。
 - (三) 職業紹介機關を整備し勞務の募集、供給に付統制を強化すると共に全國を數地區に分ち地區別勞務需給調整を圖ること。
 - (四) 軍需品産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業、生活必需品産業等以外への勞務供給を制限又は禁止すること。

三 其の他

各企業が生産能率の向上を圖る爲必要に應じ機械設備を改善し、作業環境を改良し、災害豫防施設を整備すると共に勞務管理の機構を充實して其の能力を向上せしむるに努むるの要あり。
尙勞務者の勞働能率の維持向上を圖る爲左の如き措置を講ずるものとす

- (一) 勞務者住宅難の緩和其の他福利施設の擴充を圖ること。
- (二) 社會保險施設を擴充すること。
- (三) 職業教育及技能者養成制度を整備擴充すること。
- (四) 適材適所主義の徹底を圖ると共に向上の途を與ふること。

第五 運 賃

運賃其の他運送費の適正を期するは戰時物價問題解決の爲急務にして就中特定重要物資に對する運賃の引下を特に緊要とす。尙之に關聯して輸送の統制並に小運送の改善を爲すの要あり。

一 特定重要物資に對する運賃の引下及輸送の統制

特定重要物資即ち石炭、鑛石、鐵材、肥料、飼料、木材、木炭、米、麥等時局に鑑み重要と認めらるる物資の運賃は、極力之を引下ぐると共に特定重要物資の供給を圓滑ならしむる爲左の如き輸送の統制を行ふの要あり。

- (一) 物資動員計畫及生産力擴充計畫に照應し特定重要物資の輸送計畫を海陸を通じ樹立すること。
- (二) 海陸運送の統制の効果を完からしむる爲には物資配給計畫と連繫を保持する計畫的輸送を爲すの要あるを以て、極力物資配給統制に關する機構を整備すると共に運輸機關の統制を圖ること。尙荷主の團體を結成せしめ之と運輸機關との間に團體的長期契約を締結せしむる等輸送及運賃の

合理化に付特に適當なる措置を講ずること。

- (三) 輸送計畫に基き具體的に配船又は配車計畫を樹立する場合必要に應じ關係官廳及特定重要物資の荷主團體の代表者、運輸機關の代表者等を以て協議會を設け輸送計畫實施の圓滑を期すること。

- (四) 特定重要物資に付ては輸送計畫に基き優先輸送を爲すと共に輸送計畫に基かざる輸送は原則として之を認めざること。

- (五) 前記輸送計畫の樹立に當りては左の諸點を考慮すること。

- (1) 鐵道、船舶、貨物自動車等各種運輸機關に付其の性能に應じたる合理的利用を圖ること。
- (2) 各種運輸機關に付國有鐵道、地方鐵道、汽船、帆船、貨物自動車等の種別に互り其の有機的連絡を講ずること。

- (3) 交錯及重複運送を生ずることなからしむること。

二 小運送の改善

水上及陸上小運送にして統制十分ならざるものに在りては其の運送賃不廉なるものあるを以て速に左の如き方法に依り改善を圖るの要あり。尙小運送業法に依る小運送業に付ても此の際一層其の合理的運用を期し其の運送賃の適正保持に努むべきものとす。

- (一) 貨物自動車に付ては經營の合理化を圖り其の運賃の適正を期すること。之が爲企業の合同、

統制組合の結成、集配網の整理、共同操車其の他適當なる措置を講ずること。

(二) 荷馬車、荷車等に付ては料金其の他の取扱條件の適正を期すること。之が爲小運送業法の運用其の他の方法に依り組合の結成、經營の合理化等適當なる措置を講ずること。

(三) 船及曳船に付ては經營の合理化を圖り其の運賃の適正を期すること。之が爲海運組合法に依る組合の結成、溜場の整備、船運用所の設置其の他船運用の合理化に付適當なる措置を講ずること。

(四) 必要あるときは小運送の運送賃及輸送に付法規に依る統制を爲すこと。

(五) 水上小運送と陸上小運送又は船舶若は鐵道運送との連絡を一層緊密ならしむる爲主要港灣地に於ける之が連絡調整機關を速に整備擴充すること。

三 其の他

(一) 荷役設備の改善、荷役勞力供給の圓滑を圖り尙荷主側の荷積及荷揚に關する協力を求め輸送能力の向上に資すること。

(二) 海上輸送の仲立業及取次業の統制を圖り其の中間經費の適正を期すること。

(附記)

(一) 運輸能率を増進せしむる爲港灣行政の統一及港灣施設の整備改善に付考究すること。

(二) 燃料炭、鋼材其の他輸送用資材の價格の引下及供給の圓滑に付特別の考慮を拂ふこと。

第六 利 潤

商品價格中に含まるる戰時適正標準利潤は低金利の情勢、經濟統制に基く利潤の安定等を考慮し現在の實際利潤より極力低下せしむる方針の下に左の要領に依り之を算定するものとす。

一 各種事業の戰時適正標準利潤率の算定

各種事業の戰時適正標準率に付ては先づ左記(一)の方法に依り、次いで左記(二)の方法に依り業種業態別に之を算定すること。

(一) 一般的に基本となるべき利潤率は左の如く之を算定すること。

(1) 中庸生産費規模のものを基準とし基本資本額を定むること。

(2) 事業の本来の經營に直接使用する資本に付自己資本(拂込資本及積立金の合計額)と借入資本とに分ち一定の基本資本構成を定むること。

右基本資本構成を定むるに當りては正常時期及最近の實情を考慮すること。

(3) 事業利潤の内容たる配當、社内留保及納税相當額に付左の如く之を定むること。

(イ) 正常時期及最近の株式利廻等を參酌して配當の基本率を定むること。

(ロ) 正常時期に於ける利潤に對する社内留保の割合を參酌して社内留保の基本率を定むること。

(ハ) 納税相當額として所得税其の他の利益に對する租税の充當額を定むること。

右は事變前のものを基準とし事變後の増加は之を認めざる事。

(4) 右に依り得たる事業利潤額即ち配當、社内留保及納税相當額の合計額を前記(1)及(2)に依り定まりたる基本自己資本額を以て除し一般的に基本となるべき利潤率を算定すること。

(二) 各種事業の戦時適正標準利潤率は左の如く之を算定すること。

(1) 各種事業の中庸利潤率（一般的に基本となるべき利潤率を算定する方法に準じ業種業態別に之を算定すること）、各種事業の實情及規模の大小其の他の特殊事情等を考慮すると共に前記一般的に基本となるべき利潤率を參酌して各種事業の戦時適正標準利潤率を算定すること。

(2) 事業の業種業態に依りては自己資本に對する利潤率に依らず總資本に對する利潤率に依りて戦時適正標準利潤率を算定すること。此の場合に於ける利潤額には借入資本に對する金利を含ましむること。

(3) 個人經營を主たる經營形態とする事業に付ても前記(1)及(2)に準じ戦時適正標準利潤率を算定すること。

二 各種事業の戦時適正標準利潤を各個の商品に割當つる方法

各種事業の戦時適正標準利潤率を基礎として算出したる戦時適正標準利潤額を中庸生産費規模の標準生産量又は販賣量を以て除し、商品價格中に含まるる戦時適正標準利潤を決定すること。

尙標準生産量又は販賣量の算定に當りては戦時統制に基く生産又は販賣の數量減は原則として之を

認めざる事。

三 戦時適正標準利潤の算定に付ての收支計算等の取扱

(一) 資本金及收支に付ては事業本来の經營上直接使用したるもの又は直接關係の收支とすること。従つて次の如きものは之を除外すること。

(1) 所有有價証券利子、配當等投資に關する收支

(2) 評價損益

(3) 其の他事業本来の收支に非ざる收支

(二) 前記(一)の事業本来の經營上必要なる一般的經費に付ては本要綱第二の四の(一)の(3)に掲記せる經費の取扱方に準ずること。

第七 家賃地代等

賃家、地代に付ては第二十七回中央物價委員會に於て地代、家賃對策として差當り緊急必要なる規則を加ふべき旨答申したるを以て其の實施の結果等を考慮し更に對策を考究すること。

第八 物價統制の勵行其他

一 物價統制の勵行

甲 政府の率先垂範

(一) 政府は豫算の執行等に於て物價統制勵行の實を擧ぐるは勿論差當り會計事務協議會等の活

用に依り次の諸方策の實現を圖ると共に、必要に應じ更に強力なる機關の設置に付考慮すること。

(1) 物資の購入賣渡に當り苟くも公定價格を紊ることなきは勿論、公定價格の設定なき場合に於ても能ふ限り其の低廉を期し必要に應じ契約方法に付會計法規の改正を考慮すること。尙請負契約の締結に當りても右趣旨に準じて之を行ひ特に各省競争の弊を生ずることなからしむること。

(2) 物資の使用は必要已むを得ざるものに限り且規格品及代用品を率先して使用すると共に官應用品の購入に付統制を圖る様考究を爲すこと。

(3) 前拂金制度の運用に當りては之が必要なる限度に付特に留意し尙金融情勢をも考慮すること。

(二) 政府は地方公共團體其他政府の監督する各種團體、銀行、會社等に對し右趣旨に準じ率先垂範の實を示さしむること。

乙 國民の協力

(一) 一般消費者方面に對しては國民精神總動員中央聯盟を中心とし國民精神總動員關係團體として物價統制に付協力せしむること。右協力の實行に當りては特に左の諸點を考慮すること。

(1) 物價統制の必要性並に實生活に及ぼす効果等の認識を一般に徹底せしむる爲の解説等は系

統的且組織的に之を行ひ尙事項を特定し其の實踐方法を具體的に指示すること。

(2) 各町又は部落に於ける常會、最寄會、隣り組等を極力利用すること。

(3) 各種學校の兒童生徒等を通じ家庭方面の協力を求むることに付特に考慮すること。

(4) 日本放送協會、新聞社、雜誌社、映畫館、劇場等大衆に密切なる關係を有する方面の協同參加に付特に力を用ひること。

(二) 産業方面に對しては當業者團體及經濟團體を通じ物價統制に付協力せしむること。

(1) 當業者團體に於ては主として左の如き事項を擔當すること。

(イ) 諸施設の趣旨及内容の周知徹底を圖ること。

(ロ) 公定價格の適用を免るる爲規格外れの物品の製造又は其の取扱を爲さざる様適當なる措置を講ずること。

(ハ) 品質の低下を防ぎ量目の正確を期すること。

(ニ) 違反者は之を除名する等適當なる措置を講ずること。

尙右諸事項を實施する爲物價調整當業者協力制度を整備擴充すること。

(2) 經濟團體に於ては主として左の如き事項を擔當すること。

(イ) 物價統制の勵行の狀況及其の効果を絶えず調査考察し關係方面に報告すること。

(ロ) 物價統制關係法規等にして其の内容の實情に適せざるもの又は其の運用の妥當ならざ

るものあるときは之が改善方に付關係方面に建議すること。此の場合に於て必要に應じ具體的事項に付官民協同の審議を行ひ統制施設の改善を圖ること。

(ハ) 當業者の意見を絶えず蒐集し關係方面に報告すると共に當業者に於て理解不充分又は誤解等存する向に對しては之が是正を圖ること。

(三) 商工相談所等を整備擴充し當業者の疑義、相談等に對し適切なる指導を與ふること。

(四) 經濟警察協議會を擴充し經濟警察制度の圓滑なる運用に資すること。

(五) 前記(一)乃至(四)の協力に付常時各種機關相互間の連絡調整を圖る爲左の要領に依り中央及地方に「物價統制協力會議」を組織すること。

(イ) 中央に於ける物價統制協力會議は政府並に國民精神總動員中央聯盟、全國的當業者團體及經濟團體の代表者を以て組織し、又地方に於ける物價統制協力會議は地方廳並に當該道府縣に於ける國民精神總動員地方機關、當業者團體及經濟團體の代表者を以て道府縣毎に之を組織すること。

(ロ) 全國を適當なる數個の物價統制地域に區分し各地域毎に定期的に地方物價統制協力會議の連絡協議會を開催し又臨時特に經濟關係の緊密なる地方の間に於て地方物價統制協力會議相互の連絡協議會を開催すること。

(六) 官公署は勿論公共團體其他各種團體、銀行、會社等に於ける指導的地位に在る者は申合

を爲す等適宜の方法に依り消費節約其の物價統制勵行の協力に付率先垂範の實を示すこと。

丙 制裁及罰則の強化

(一) 民間團體に於ける自發的制裁を強化すること。

(1) 物價統制違反者に對し取引又は割當の停止等自發的制裁を既に爲し居る民間團體は勿論然らざる團體に於ても斯る自發的制裁の強化勵行を圖ること。

(2) 金融關係業者團體は相互連絡を保ち思惑常習と認めらるる者に對する資金の融通を抑止すると共に營業の規模其他より見て過當にして物價統制に背反するものと認めらるる資金の融通を抑制すること。

(二) 現在の物品販賣價格取締規則及暴利取締令を整理統合し其の強化を圖ること。此の場合左の諸點を考慮すること。

(1) 現在の暴利取締令に於ける戒告制度に付檢討を加ふること。

(2) 買主(一般消費者を除く)及仲介者を處罰し得るの方法を講ずること。

(三) 關係法規間の權衡及從來の罰則適用の實績等を考慮し特に次の如く罰則強化に付考究すること。

(1) 罰金刑を加重すること

(2) 沒收又は追徴の規定を設けること

(3) 未遂を處罰すること。

二 内地、外地、滿洲及支那に於ける物價統制の調整

物價統制の實效を擧ぐる爲には内地のみならず外地、滿洲及支那に於ても曩に決定を見たる「物價統制の大綱」に即應し各地域の特殊事情を考慮し適宜の措置を講ずることとし、此等各地域の統制施策に關する緊密なる連絡協調を圖る爲左の事項を緊急實施するの要あり。仍て此等の内日本側に於て處理し得べき事項に付ては速に之を實行し滿洲及支那側に之が實施を要望する事項に付ては其の實現の爲適當なる措置を講ずるものとす。

(一) 内地間物價の綜合的調整

内地は物價統制に關し全く一體たるの實を擧ぐる爲緊密なる連絡を保持すると共に外地に於ても綜合的物價統制に付内地に準ずる制度及機構を整備すること。

(二) 日滿間物價統制の連絡調整

甲 主として日本側に於て措置すべき事項

- (1) 日滿を通ずる物資の需給及資金の收支に關する綜合計畫を樹立すること。
- (2) 對滿物資供給の内物資動員計畫に包含せらるるものに付ては嚴に該計畫に準據し、物資動員計畫に包含せられざるものに付ては第三國向輸出、國內物資需給及滿洲側の物資需給の實情に鑑み其の供給數量の調整を行ひ、又總ての供給物資の價格を適正ならしむることとし之

が實現の爲機構の整備其の他所要の方策を講ずること。

(3) 滿洲國產業所要資金の日本側金融市場よりの供給額に付ては年度豫定額を定め重點主義に依り計畫的調整を行ふこと。

(4) 滿洲國產業所要資金は出來得る限り現地に於ける蓄積資金を以て充つるものとし日本側金融市場よりの供給は現地資金需給の實情を調査し原則として物資の供給に依り裏付けらるるものに限ること。

(5) 滿洲現地に於ける日本側經費の支出に當り物價騰貴抑制の見地に基き特に注意すること。

(6) 産業資金以外の送金、旅行者の携帶金等に付適當なる規制を加ふること。

(7) 滿洲よりの輸入品に付ては滿洲に於ける價格に準據し適正なる價格を定むること。

(8) 對滿物資供給の圓滑を確保する爲海陸輸送の調整を圖ること。

乙 滿洲側に於て實施方を要望すべき事項

- (1) 能ふ限り日本側に於ける物價及物資配給統制の機構に照應する機構を整備擴充すること。
- (2) 資金蓄積に積極の方策を講じ特に貯蓄奨励、消費節約及生活改善に力を注ぐこと。
- (3) 日本よりの輸入品に付ては日本側の公定價格に準據し之に調整を加へて(例へば適正の諸掛り等)を認むる等公定價格を定むること。

尙重要土產品に付ては公定價格を定め又は其の他の方法に依り極力價格の抑制を圖ること。

- (4) 給料及賃金の上昇防止に付適當なる方策を講ずること。
 - (5) 生産増加政策と物價政策との調和に付一段の工夫を用ふること。
 - (6) 物資の配給及消費統制を強化すること。
 - (7) 思惑取引の抑止に必要な積極的措施を講ずること。
 - (8) 對日物資供給の圓滑を確保する爲海陸運輸の調整を圖ること。
- (三) 日支間物價統制の連絡調整
- 日支間物價統制の連絡調整に付ては各地域の事情に應じ前記(二)の趣旨に準じ適當なる措置を講ずること。

(四) 滿支間物價の調整

滿支間に於ては特に物價及賃金の較差に基く物資、勞力及資金の移動を調整する爲通貨及物價の統制に關し適當なる措置を講ずる様要望すること。

(五) 物價統制機構の連絡其の他

- (1) 内地、外地、滿洲及支那に於ける物價統制機構相互間の連絡を密接にし重要事項に關しては豫め協議を遂げ又其の實施事項は速に相互に通報する等の方法に依り協調を圖ること。
 - (2) 通貨制度運營の當事者間に在りても連絡を密にして物價統制の勵行に資すること。
- (附記)

一 戰時物價指數の整備

戰時物價統制上必要なる「戰時物價指數」に付ては内地、外地、滿洲及支那を通じ一定の基礎の下に之を作成するの要あるを以て政府は準備委員會を組織し速に之が實現を圖ること。

二 賃金對策資料の整備

賃金對策樹立上遺憾なきを期する爲には賃金と物價との關係を明にする次の如き資料を整備するの要あるを以て政府は前記一の準備委員會に付議し又は別個に準備委員會を組織し速に之が實現を圖ること。

- (1) 價格構成要素たる原材料費、賃金、運賃、利子、利潤等の價格中に於て占むる割合
- (2) 賃金騰落の一般的趨勢を眞に反映するが如き賃金指數
- (3) 戰時適正標準に基く生計費指數

第十 本要綱實行上必要なる事項

一 國家總動員法等の發動

本要綱の實行に當りては生産、配給、消費、價格、運送費、賃貸料、加工賃、設備の新設、擴張又

は改良、物價統制法規の整理統合等に關し國家總動員法其の他の法規を發動するの要あるを以て、必要に應じ適當なる措置を講ずるものとす。

二 委員會の設置其の他

本要綱の實行上更に委員會の設置其の他の方法に依り決定を要すべき事項左の如し。

- (一) 輸出品物價の引下必要率の具體的決定（本要綱第一の一）
- (二) 價格公定に着手すべき順位の決定（本要綱第二の一）
- (三) 原價計算方式の決定（本要綱第二の四）
- (四) 減價及戰時特殊の危險に對する適正なる銷却率の算定等（本要綱第二の四）
- (五) 消費の合理化及節約の具體的方策の決定（本要綱第三の四）
- (六) 一般的に基本となるべき利潤率の算定（本要綱第六の一）
- (七) 家賃、地代等の戰時適正標準の決定（本要綱第七）
- (八) 其の他「物價統制の大綱」及本要綱の實行上必要なる事項

以上の「大綱」と「要綱」とには、種々の論評も加へられた。學者の作文に過ぎないと酷評した者すらあつた。しかしながら、この二文章こそは、綜合的物價政策の基調としてその根本理念を明徴にしたものであることは、後世の史家もこれを認むるであらう。

第三章 物價統制の現段階

價格の停止

現在のわが國においては、物價は昭和十四年九月十八日の水準を以て一般的にその引上げが停止されてゐることは周知の通りだ。即ち、昭和十四年九月十九日の閣議（阿部内閣、青木藏相の時代）で、その前日たる九月十八日現在のまゝ諸價格の引上げを總動員法の發動に訴へて禁止することゝなつた。そしてこれに關する勅令として價格等統制令が、同年十月二十日制定實施され、その後二三の改正を経て、これが現に物價統制の大本として施行されつゝあるのである。

そもそも、事變の進展と共に、自治統制より公的統制へと一轉したわが物價政策は、爾來大いに努力を重ね統制の網目を擴げて來たのであるが、當時としては凡ゆる商品の公定

價格制定は素より至難事であつた。そこで統制を進めれば進めるほど、その手の及ばざる部面にあつて、價格は昂騰の一途を辿る有様であつた。「物價統制大綱」と「實施要綱」といふ大方針が確立され、さらに一段と統制は推進される段取りとはなつたが、それにはむろん多くの時間を要することであつた。

然るに青天の霹靂の如く第二次ヨーロッパ戦争は勃發した。昭和十四年九月三日のことだ。この戦争の突發と共に、海外物價は日を追ふて奔騰して來た。(前篇第一章の物價指數を参照のこと)これがわが國に影響せざる筈はない。思惑は盛大となり、買占め賣惜しきは活潑となつた。俄然、わが物價は昂騰を見るに至つた。

そこで政府は、いま述べた如く、十月十九日の閣議決定を以て、昭和十四年九月十八日を基準として一般物價の停止を發令したのであつた。いはゆる九・一八價格停止令である。阿部首相は當時その發動に當つて、次のやうにこれが必要な事情を聲明したのであつた。曰く――、

「物價騰貴の抑制は時局下經濟政策の中心をなすものなるを以て、政府は豫てこれが對

策の實施につき鋭意努力し來りたるが、物價騰貴の趨勢は依然止まる所なく殊に價格等の公定を見ざるものについてはその傾向著しくこれがわが國の財政、經濟、産業、國民生活等に及ぼす影響憂慮すべきものあり。偶々、今次、歐洲戰亂の勃發するや、物價の騰貴は更に一段の拍車を加ふるの虞あるに至りたるを以て、この際、強力なる價格政策を速に實施するの要切なるものあるを痛感せり。」

價格等統制令の骨子

この九・一八停止に法的基礎を與へたものが、價格等統制令である。これは、國家總動員法のうち次の三條を根據として制定された勅令なのである。

國家總動員法第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若は解雇又は賃金其の他の勞働條件に付必要なる命令を爲すことを得

同法第十一條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會

社の設立、資本の増加合併、目的變更、社債の募集若は第二回以後の株金の拂込に付制限若は禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要な命令を爲し、又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要な命令を爲すことを得

同法第十九條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又は加工賃に關し必要な命令を爲すことを得
即ち、國家總動員法中の右の三條に基づき、價格等統制令は、次の三點を骨子とする勅令として、昭和十四年十月二十日に公布實施されたのである。

一、價格、運送賃、保管料、賃貸料、加工賃、賃金及給料に付昭和十四年九月十八日（内地の家賃及地代に付ては昭和十三年八月四日、朝鮮の家賃及地代に付ては昭和十三年十月三十一日とする）の額を超えて之を引上ぐることを禁止すること、但、他の法令に依り最高價格等を定むる場合は之に依ること、尙特殊のものに付ては例外を認むること。
二、他の法令に依り價格統制を爲すものに付ても、この勅令の趣旨に依り當該法令の運用

を爲すこと。

三、本件の應急的措置を講ずるとともに適正價格等に依る價格統制の一層廣汎且急速なる實施を圖ること。

また、この強力な物價停止は「一定の昇給以外は凡て九月十八日における金額より引上げることを得ない」として、賃金、俸給にも及んでゐるのである。

そして、この昭和十四年九月十八日における價格を以て引上げを停止する旨の規定は、初め一ケ年間の效力のものとされたが、後述する如きその後の改正によつて、現在もなほ當分有效なのである。

價格等統制令の全文

この價格停止令は發令當時にも無論好評であつた。そして、これあるがために、現在の、いや、將來にまでも亘つてわが物價政策は圓滿に遂行せらるべき基礎を築かれたのである。劃期的な勅令であるから、その施行規則とともに次に全文を掲げることとする。

價格統制令 (昭和十四年勅令第七百三號)

改正 (昭和十五年十月十九日 (勅令第六百七十七號) 昭和十六年一月二十日 (勅令第六十七號) 昭和十六年九月三日)

價格等統制令

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工賃(以下價格等ト稱ス)ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
 - 二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
 - 三 運送賃又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
 - 四 保管料、損害保険料又ハ賃貸料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ
- 前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日

ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額(同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額)、偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス但シ閣令ノ定ムルモノガ判定困難ナル場合ニ於テ價格等ノ受領者ノ申請アルトキハ行政官廳ニ於テ其ノ額ヲ指示シ其ノ指示額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第三條 商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額

ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員(構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ)ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額（前條第一項若ハ第二項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ看做サルルモノヲ除ク）ガ著シク不當ト認メラルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及賃賃料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條ノ二 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ物ノ價格等ニ付テハ其ノ受領者ニ於テ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當ス

ルモノニハ之ヲ適用セズ

第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ閣令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 前二條ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等（有價證券ノ價格及賃賃料ヲ除ク以下同ジ）ノ額ヲ指定シタルトキハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第八條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更（第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク）ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條又ハ第六條乃至第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、賃賃、損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、

事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシム
ベシ

第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

一 繭、生絲、棉花又ハ綿布ノ取引所ニ於ケル賣買取引ノ價格

二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケ
ル運送ノ運送賃

三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三條 本令ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セ
ズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコト
ヲ得

第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

一 農林水産物及農林水産業専用物品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

二 酒造税法ノ酒類並ニ酒精及酒精含有飲料税法ノ酒精及酒精含有飲料ノ價格ニ關スル事項ニ付テ
ハ商工大臣及大藏大臣

三 醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣

四 運送賃並ニ運送ニ直接關聯スル保管料及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテハ鐵道
大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ遞信大臣

五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貸料、家畜ノ賃貸料、農林水産物ノ保管ヲ目的トスル倉庫(倉
庫營業者及商工業者ノ組織スル法人ノ營ム倉庫ヲ除ク)ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林水産
物及農林水産業専用物品ノ加工賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

六 船舶ノ價格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ遞信大臣但シ總噸數二十噸未滿ノ漁船ノ賣買價格及
賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及遞信大臣

七 兵器、彈藥、艦船等ニシテ軍機保護上必要アルモノニ關スル第二條ニ規定スル事項ニ付テハ陸
軍大臣又ハ海軍大臣

八 前各號ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

九 第六條ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ關スル事項ニ付テハ前各號ニ拘ラズ當該法令ニ
於ケル主務大臣

第十六條 前條第七號ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺
灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ閣令トア
ルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附則

第十七條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 第二條乃至第四條ノ規定ハ昭和十六年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十九條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス

- 昭和十四年農林省令第四十二條農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第三十一號ステールブルファイバー及ステールブルファイバー絲販賣價格取締規則

- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則
- 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則

左ニ掲グル規定ハ之ヲ削除ス

- 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條及第十條
- 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號（昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件）第八條及第九條
- 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條及第六條
- 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條及第七條
- 前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
- 第二十條 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ指定シタル日ニ於ケル販賣價格ハ之ヲ第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
- 昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條
- 昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條

第二十一條 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長又ハ南洋廳支廳長ノ爲シタル販賣價格指定又ハ許可ハ第二條第一項但書又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ各相當ノ行政官廳ノ爲シタル價格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項

則第一條第二項

昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號（昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件）第八條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條

昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第七條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條

附 則（昭和十五年勅令第六百七十七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定及附則第二項ノ規定ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太廳南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

價格統制令第二條第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ規定ニ依ル行政官廳ノ許可ニシテ昭和十五年十月十九日ヲ以テ其ノ有効期間ノ滿了スルモノハ昭和十六年四月十八日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ當該行政官廳ガ別段ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

價格統制令施行規則の全文

價格統制令施行規則 (昭和十四年閣令第十三號)

改正 昭和十五年六月五日 (閣令第七號)
 昭和十五年七月八日 (閣令第八號)
 昭和十五年十月二日 (閣令第十號)
 昭和十五年十月十六日 (閣令第十一號)
 昭和十五年十月十九日 (閣令第十二號)
 昭和十六年一月二十日 (閣令第十三號)
 昭和十六年一月二十五日 (閣令第十四號)
 昭和十六年一月二十五日 (閣令第十五號)

價格等統制令施行規則

第一條 價格等統制令(以下統制令ト稱ス)第二條第一項但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

- 一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セララルコト明カナル物ヲ賣買スルトキ
- 二 輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ
- 三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ニ提出スベシ

- 一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ名稱、品種、數量及輸出セララルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買

受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

- 二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱、品種及數量並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ於テハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細

前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付一般物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ
 - 二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付原價ノ差異ヲ參酌シタルモノ
 - 三 前各號ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ
- 前項ノ規定ハ物以外ノモノノ價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料及加工賃ノ額ニ付之ヲ準

用ス

第三條ノ二 統制令第二條第三項但書ノ指示ハ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）之ヲ爲ス

第四條 統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ左ニ掲グル區別ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 數府縣又ハ全國ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ主務大臣

二 道府縣又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ地方長官

前項ニ掲グル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ定ムル行政官廳ニ申請スベシ

第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

二 構成員（統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ）タル資格及構成員ノ概數

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 定款又ハ規約ノ寫

二 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルヲ必要トスル事由及其ノ額ノ算定基

礎ヲ明カニスル書面

三 前條ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

第六條 統制令第二條第一項但書若ハ第七條第一項但書ノ許可又ハ同令第三條第一項若ハ第六條ノ二ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ

第七條 主務大臣又ハ地方長官統制令第三條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ公示ス

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

二 構成員タル資格

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

第八條 統制令第三條第二項ノ處分ハ同條第一項ノ認可ヲ爲シタル主務大臣又ハ地方長官處分ノ旨及

前條各號ニ掲グル事項ヲ公示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

第九條 統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ主務大臣又ハ地方長官價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

一 價格等ノ引下後ノ額

二 引下實施ノ日

第十條 統制令第二條乃至第四條ノ規定ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

- 一 財團、營業及無體財產權ノ價格及貨貨料
- 二 書畫骨董ノ價格
- 三 鮮魚介類（冷凍魚介類及鱈ヲ除ク）、生蔬菜及生果實ノ價格
- 四 家畜ノ價格及貨貨料並ニ家禽及立木竹ノ價格
- 五 輸出品タル綿絲及輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フル綿絲（關東州、滿洲及支那向ノモノヲ除ク）ノ價格
- 六 生絲（玉絲及野蠶絲ヲ除ク）及繭（玉繭及層繭ヲ除ク）ノ價格

第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

アルコール專賣法△阿片法△遠洋航路補助法△家畜保險法△瓦斯事業法△漁船保險法△軌道法△輕金屬製造事業法△工作機械製造事業法△航路統制法△航空法△航空機製造事業法△小運送業法△索道事業規則（昭和二年遞信省令第三十六號）△鹽專賣法△鹽賣捌規則△飼料配給統制法△重要肥料業統制法△森林火災國營保險法△人造石油製造事業法△自動車製造事業法△自動車交通事業法△石炭配給統制法△石油業法△製鐵事業法△製鐵用輸入原料配給統制令△粗製樟腦油專賣法△倉庫業法△造船事業法第十四條（同令施行令第二十八條及第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）△損害保險國營再保險法△煙草專賣法△煙草賣捌規則△中央卸賣市場法△地方鐵道法△電力管理法△電氣事業法△電力調整令△鐵道營業法△鐵道運輸規程△日本輸出農產物株式會社法△農業保險法△農業倉

庫業法△米穀統制法△米穀配給統制法△保税工場法△保税倉庫法△酪農業調整法△臨時肥料配給統制法△硫酸アンモニア増産及配給統制法△臨時船舶管理法△昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）

第十一條ノ二 統制令第六條ノ二ノ物ノ指定ハ物ノ性質、機能、構造等ニ鑑ミ其ノ價格等ニ付同令第七條又ハ海運統制令第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ一般ノ額ノ指定ヲ爲スヲ著シク不適當又ハ困難ト認メラルモノニ限り之ヲ爲スモノトス

前項ノ物ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス

第十一條ノ三 統制令第六條ノ二ノ認可ハ主務大臣之ヲ爲ス

第十一條ノ四 前條ノ認可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名、住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一 其ノ物ノ名稱、品種、構造、機能其ノ他其ノ物ノ性質ヲ明カニスル事項

二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 豫定販賣價格見積ノ根據

第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣之ヲ爲スモノトス但シ主務大臣ニ於テ地方長官ガ額ノ指定ヲ爲スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ地方長官額ノ指定ヲ爲スモノトス

第十三條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示ニ依リ之ヲ爲ス但シ軍機保護上告示ヲ不適當ト

スルモノニ付テハ價格等ノ受領者ニ對スル通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 統制令第十一條第一項ノ行政官廳ハ主務大臣又ハ地方長官トス
同條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 統制令第十二條第三號ニ掲グル價格等ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 特殊保稅工場ノ工場主ガ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ貨物ヲ輸出スル爲當該保稅工場ノ作業ニ使用スル物品ヲ買入ルル場合ノ價格
- 一ノ二 前號ニ掲グル作業ニ依リ生ジタル貨物ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル爲販賣スル場合ノ價格

一ノ三 關稅法第六十三條第一項ノ規定ニ依リ稅關長ガ貨物ヲ買上グル場合ノ價格

二 金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物及産金法ノ合金鑛産物ノ價格並ニ金資金特別會計法ニ依リ金資金ヲ運用スル場合ノ物ノ價格

三 國營ノ鐵道、軌道及自動車並ニ其ノ附帶ノ業務ニ關スル運送賃、賃貨料及保管料

四 統制令施行地以外ノ地相互間（關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク）ニ於ケル運送ノ運送賃

五 統制令施行地以外ノ地ヘ支拂ヒ又ハ統制令施行地以外ノ地ヨリ受領スル保險料（統制令施行地ト關東州、滿洲又ハ支那トノ間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料

ヲ除ク）及統制令施行地以外ノ地（關東州、滿洲及支那ヲ除ク）相互間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料

六 再保險料

七 日本船舶ニ非ザル船舶ノ賃貨料

八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條

ノ規定ニ依ル調整機關ノ指定輸出品ノ買取價格及輸出價格、調整機關ガ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル調整機關ノ受領價格及受託者ノ輸出價格、調整機關ノ同令第六條ノ規定ニ依ル指定輸入品ノ輸入價格並ニ調整機關ガ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ輸入價格及調整機關ヨリノ受

領價格

第十六條 第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ

第十七條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ其ノ第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 統制令第十五條第五號ノ加工賃ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 米穀其ノ他ノ穀物ノ糶摺賃及乾燥賃
- 二 炭燒賃
- 三 生絲挽賃
- 四 肥料ノ加工賃

第十九條 本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ陸上運送賃並ニ陸上運送ニ直接關聯スル保管料及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ第四條第一項第一號ノ場合ヲ除クノ外地方鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運輸事業ニ在リテハ鐵道大臣、人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ニ在リテハ起點所在地ヲ管轄スル地方長官、小運送業ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ於テハ警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス但シ第十四條ノ場合ニ在リテハ地方鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運輸事業ヲ除クノ外鐵道大臣及小運送業ニ在リテハ當該鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ當該地方長官（東京府ニ於テハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ヲ除クノ外警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス

本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ船舶ノ價格、賃貨料及水上運送賃

ニ關スル事項ニ付テハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ賣買價格、賃貨料及運送賃並ニ長サ五十五米未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ所轄遞信局長、其ノ他ニ在リテハ遞信大臣トス但シ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶（舢板、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク）ノ賣買價格、賃貨料及運送賃並ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ地方長官（東京府ニ於テハ運送賃ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス

本令ニ於テ地方長官トアルハ醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ東京府ニ於テハ東京府知事及警視總監トス

附則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年閣令第七號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年閣令第八號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年閣令第十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年閣令第十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年閣令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(略)

第一回の改正

その後、價格等統制令は兩三次の改正を経て、現在の物價を律してゐる。以下、すこしばかりこの改正點について述べる。

第一回の改正は昭和十五年十月十九日の勅令で行はれた。その要點は次の五つである。

(一) 價格停止期間の延長

九・一八價格停止の規定は最初公布の日から一ケ年間だけ有効とされてゐたので、昭和十五年十月十九日でその期間が満了する筈であつた。しかしながら、停止令によつて一應の安定點に到達した價格體係を將來に向つて持続するとともに、さらに公定價

格制を擴充してゆくためには、どうしてもこの規定を延長する必要があつた。そこで、この改正でさらに一ケ年間、停止期間が延長された。(第三次の改正でさらに再延長された點は後述。)

(二) 地方長官による指示制の廢止

従來は、季節品、新製品その他九・一八の實績價格が存在しない價格の判定に當つては、地方長官や主務大臣の指定した法人や團體がその額を指示することになつてゐたが、この方式は法令解釋上に疑義を生じ易いので廢止し、原則として主務大臣のみがこれを指示することゝなつた。即ち、第二條第三項にそれに關する但書が追加されたのである。

(三) 一品ごとの公定價格制の採用

個性の強い特別な商品——例へば特殊な機械など——については、同種一括しての普通の公定價格を制定することが至難なところから、一品一品毎に取引の都度、その販賣價格について認可制をとることに改正された。謂はゞ一品毎の公定價格制の採用で

ある。即ち、第六條の二として次のやうな條項が新しく加へられたわけだ。

「前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ物ノ價格等ニ付テハ其ノ受領者ニ於テ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ、此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二條乃至第四條規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ

第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ閣令ノ定ムル所ニ依ル」

(四) 穀物・肥料・砂糖などにも適用を擴充

従來は取引所内での取引價格は自由であつたので、雜穀、肥料、砂糖などの價格は統制令の拘束を受けなかつたが、この改正でその不合理を除去した。(取引所内で取引される株價については別に統制規則があるから後に述べる。)

(五) その他の改正點

價格停止期間の延長につれ、従來、特に行政官廳の許を受けて九・一八停止價格の例外を認められてゐたものは、その有効期間を半ヶ年間だけ延長された。但しそれでは長きに失すると認められるものは、行政官廳の處分でこれを短縮することゝなつた。

第二回の改正

第二回の改正は昭和十六年一月二十日の勅令によるものである。これは、價格等統制令の施行に關する主務大臣が、物品によつて、商工大臣から大藏大臣や農林大臣に變つたゞけのことである。次のやうに……。

勅令第六十七號(昭和十六年一月二十日)

第六條 價格等統制令中左ノ通改正ス

第十五條第一號、第二號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣但シ酒稅法ヲ適用ヲ受クル酒類ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及大藏

大臣

二 削除

五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貸料、専ラ農林畜水産物及飲食料品ノ保管ヲ目的

トスル倉庫（倉庫營業者ノ倉庫ヲ除ク）ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林畜水産

物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ノ加工賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三回の改正

——八・一一停止令など——

最近の價格等統制令改正は昭和十六年九月六日から實施されたものである。九・一八價格停止令が再延長されて、「當分の間」さらに有效になつたり、修繕料や手間賃などを同年八月十一日の水準で引上げ停止するいはゆる八・一一停止令などはこの改正に含まれてゐる。先づ、改正勅令の骨子は次の五項である。

第一 修繕料その他の財産的給付中、一定期日において停止することを適當とするものについては行政官廳の指定する年月日における額を超えてこれを契約し支拂ひ又は受領することを得ざること、但し行政官廳の許可を受けたる場合及び目的物の引渡を完了し又は修繕その他の給付に着手したるものについてはこの限に在らざること

前項の年月日と修繕料その他の財産的給付の種別の指定は告示を以てこれをなすこと

第二 第一のものについては價格等統制令第二條第二項第三項、第三條及び第四條の規定を準用すること

第三 修繕料その他の財産的給付にして一定期日において停止することを適當とせざるものについては組合その他これに準ずるものが額を定め行政官廳の認可を受けたときはその組合その他これに準ずるもの及びその構成員はその額を超えてこれを契約し、支拂ひ又は受領することを得ざること、但し行政官廳の許可を受けたる場合及び目的物の引渡を完了し又は修繕その他の給付に着手したるものについてはこの限に在らざること
行政官廳必要ありと認むるときは前項の認可をなすに當りその額を變更して認可をなす

ことを得ると

行政官廳必要ありと認むるときは組合その他これに準ずるものゝ地區内においてその構成員たる資格を有するものにして、その構成員に非ざるものについても第一項の認可額を適用することを得ること

第四 價格等統制令第七條の規定は修繕料その他の財産的給付につきこれを適用すること
 第五 價格等統制令第二條乃至第四條の規定は、當分の内その効力を有するものとなすこと

以下、これを平易に説明しておかう……。

改正勅令は五條であるが、趣旨を要約すると次の三點に歸着する。

第一の改正點は修繕料、請負料、その他の財産的給付の中で、一定期日において停止することを適當かつ必要とするものは、一定期日を指定して、その日その日における取引の金額を以て、その最高價格とし、爾後の値上りを防止する。そして、その一定期日は八月十一日と決定されたのである。さらに差當り同規定を適用すべき財産的給付の種類は次の

如きものである。

- 一、船舶、自動車、自轉車、荷馬車、農器具、ラジオ、時計、度量衡器、靴の修繕料
- 二、各種荷役、人夫供給請負、包装荷造請負等の請負料
- 三、増設および接續電話の設備料ならびに維持料
- 四、不動産の賣買および賃貸の周旋料
- 五、大工、左官、疊職、建具職、屋根葺、植木職、ブリキ屋、ペンキ屋、鳶職、井戸掘、石工、鋳工、木挽職の仲間賃

右のやうな種類の財産的給付は價格停止が可能であるが、さうでない財産的給付も少ない。例へば物の個性が物毎に異なるため、一定期日に停止しても無意味となるやうな特殊の機械の修繕料とか、土木建築の請負料がそれである。しかもそれらは最近著しく値上りしてゐる。他方、湯錢や理髮料の如き、業者間の協定やその他の事由で、相當に値上りを防止されてゐる給付もある。

これらについては今後の値上げに對する監督統制を強化してゆけば、特に八月十一日現

在に釘づけする必要もない。そこで、それらについては同業者の組合等で最高料金の額を定めさせ、それを行政官廳で認可する制度を設けた。勿論行政官廳はその認可に當つて高すぎる時は引下げ、また組合に加入しない同業者にも適用させるし、その他の價格値上げ防止のための措置を講ずることになつてゐる。これが改正の第二の點である。

第三の改正點は冒頭で云つたやうに九・一八停止令の有効期限を再延長し、さらに「當分の間」有効としてゐることだ。即ち、價格等統制令の第二條乃至第四條の規定を當分の間効力を有することに決定したことである。この改正で停止令は現在もなほその威力を發揮しつゝあるわけだ。むろん、これは、さうなくてはならぬことであるが、再延長と決定されるまでには種々の経緯があつた。それについて簡単に事情を述べよう……。

九・一八停止規定はわが國として、劃期的な法令であることは、前述の通りだが、それだけに考へねばならぬ點もあつた。第一、臨時的なものであること、第二は除外品が相當あることだ。除外例をみるに、第三國との間の輸出入價額、生鮮食料品、書畫骨董、土地建物、無形の権利の價格、あるひは有價證券の價格、生命保険料、取引所の賣買價格、その

れである。これらの價格がその後残された自由價格として著しく騰貴し、低物價政策の大きな障害となつた。殊に最近では大部分の商品價格は公定され、他方消費規正の強化もあり、過剩購買力はともすれば、統制外の分野にながれて價格の上昇に拍車をかけ、統制令の不備を痛感せしめてゐた。こゝに、その改正強化が必要となつてきた。

他方、政府はその九・一八停止令によつて最高價格の設定をなすと共に、公定價格の設定に全力を傾注した。

しかし何分にも設定する側には種々の制約があるのに對して、商品數は殆んど無數である。價格停止期限の十五年九月十八日までに最高販賣價格の設定品目數は二萬四千百二十二點に及んだものゝ、停止令の撤廢は思ひもよらぬことであつた。そこで、政府は期限を更に一ヶ年延長して、公定價格の設定、商品價格間の適正化を續けてきた。

しかるに、その延長せる期限の接迫するにつれて、價格の停止で打撃を受けた經濟界の一部の分野から九・一八停止令の不合理性を理由に撤廢論が主張され初めた。その上全國經濟部長會議の席上、當時の物價局長官牧氏が九・一八停止令を今秋限り廢止するやの言

明をするや、それを繞つて廢止存續の兩論が沸騰するに至つた。兩論ともに一理あつて政府の態度が注目されたが、當時の豊田商相や小倉國務相の談話を通じて漸次存續への方向が明かにされてゐた。存續論の理由としては次の根拠が挙げられてゐる。撤廢論の主張する如く、なるほど九・一八停止令は應急措置であつて、その價格は今日必らずしも合理的ではない。そして、最高販賣價格設定品目數も次表の如く多數に及んでゐる。

◎最高價格設定品目數

	中 央	地 方
織 維 品	一六、七六一	三〇、八一二
機 械 金 屬 品	二一、四三九	一三、七五八
化 學 工 業 品	二、二四九	一六、六〇五
燃 料 品	七三三	三四、〇〇一
飲 食 料 品	三、五七三	三〇、九五五
農 林 水 産 品	一三、九三四	
農 業 用 資 材	五、七三九	

計	雜 品	
	二九、〇二八	一二七、八七三
	九三、四五六	四五四、〇〇四

すなはち、最高價格設定品目點數は中央において決定せるもの九萬三千餘點、地方四十萬四千餘點の多きに及んでゐる。しかし、それだけで撤廢してよいといふ理由にはならぬ。何故なら未だ未設定の商品數は相當多數にのぼつてゐる。従つて、停止令を直ちに撤廢すると物價の全面に及ぼす影響はかなり大きいと見なければならぬ。さらに、重大なことは、この停止令の撤廢は全般的に國民に對して、政府の低物價政策を放棄したるかの如き感を與へる。

かくて、政府は第十七回總動員審議會において「價格等統制令第二條乃至第四條の規定は當分の内その効力を有するものとなすこと」といふ諮問をなした。その結果、九・一八停止令の撤廢されることは公定價格制の完備を物語るものであり、その不合理性の解消であるから望ましいことに相違ないが、現下の物價状態は到底それを許さない。むしろ、停止の範圍を擴大して、その上に合理的な價格體系を再建すべきであるといふことになつた。

のである。そこで、停止令は再延長され、その他にも必要な如上の改正が加へられたのだ。いづれにせよ價格統制令はこの改正によつて、著しく擴大強化され、殆んどすべての價格を取締りつゝ今日に至つてゐるのである。

家賃・地代の統制

それでは、極めて特殊なもの、價格の統制はどうなつてゐるか？

それについても、賃金と農地價格（地價）の統制については、既に序手を以て第一篇第二章で述べておいた。讀み落した方は一度ページを繰り返して讀んで欲しい。（第一篇第二章「地代・土地賃賃價格・地價」並に「賃金の理法」の項参照）本章ではそれ以外の特殊な價格——家賃、地代、株式價格、爲替換算率——などについて話をしておかう。

先づ、家賃と地代とから始める……。

家賃や地代に關しては、既に昭和十三年八月四日、厚生、商工、内務三次官の依命通牒なるものが出されてゐた。その内容は、地主や家主の自制自肅に訴へて、地代や家賃の騰

貴を抑制する如き成果を期するやう指示したものであつた。地方廳ではその趣旨を汲んで、種々に努力し、政府の意嚮を徹底させたので當時としては相當の効果を擧げた。しかしながら、中には不心得の向もある。さうかと云つて、地代家賃の適正標準を調査決定するのは一朝一夕のよくなし得るところでない。その間隙につけ込んで、次第に騰貴の傾向を示して來た。國民生活の安定と經濟の圓滿な運行を確保するには、どうしても生活の基礎たる家賃地代を、適當に規制する必要は、次第に緊急となつた。

そこで、九・一八停止令と共に、家賃地代については、昭和十三年八月四日當時の價格水準より引上げを許さぬことに決定を見たのである。そして、これに關する勅令がやはり總動員法第十九條を發動して、地代家賃統制令として制定され、昭和十四年十月十八日に公布、二十日から施行された。これが、今日に及んでゐるわけなのである。その詳細を説明する必要もあるまいから、單に施行規則と共に全文を掲げるに止めよう。

地代家賃統制令

(昭和十四年十月十八日公布)
(勅令第七百四號十月二十日施行)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル統制ハ本令ノ定ムルトコロニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレタル土地ヲ謂ヒ借家トハ賃借セラレタル建物(建物ノ一部タル室ヲ含ム)ヲ謂フ
- 第三條 借地又ハ借家ノ貸主(以下單ニ貸主ト稱ス)ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ノ地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得ズ但シ厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ此ノ限りニ在ラズ
- 一 昭和十三年八月四日ニ於テ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ同日ニ於ケル地代又ハ家賃(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ地代又ハ家賃)但シ昭和十三年八月五日以後本令施行前建物ノ増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變動アリタルモノニ付テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣工後ニ於ケル最初ノ家賃
- 二 前號ニ該當セザル場合ニ於テ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ地代又ハ家賃)但シ其ノ後本令施行前建物ノ増築又ハ改築ニ因リ家賃ニ變動アリタルモノニ付テハ増築又ハ改築ノ工事ノ竣工後ニ於ケル最初ノ家賃
- 三 前二號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃
- 第四條 地方長官前條第一號但書、第二號又ハ第三號ノ地代又ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第五條 地方長官前二條ノ規定ニ依リ許可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會議ヲ經ベシ地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ適用ヲ免ルル爲借地又ハ借家ノ借主(以下單ニ借主ト稱ス)ニ對シ借地又ハ借家ノ契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ
- 第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主若ハ借主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニヨリ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

- 築又ハ改築ノ工事ノ竣工後ニ於ケル最初ノ家賃
- 三 前二號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃
- 第四條 地方長官前條第一號但書、第二號又ハ第三號ノ地代又ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキハ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル地代又ハ家賃ト看做ス
- 第五條 地方長官前二條ノ規定ニ依リ許可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會議ヲ經ベシ地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ノ適用ヲ免ルル爲借地又ハ借家ノ借主(以下單ニ借主ト稱ス)ニ對シ借地又ハ借家ノ契約ニ定メザル財産上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ
- 第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主若ハ借主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニヨリ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 第三條乃至第五條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第九條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トシ昭和十三年八月五日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十四年一月一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十九日トス

附則

第十一條 本令ハ昭和十四年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ其ノ效力ヲ有ス

第十三條 本令施行前第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ヲ増額シタル借地又ハ借家ニ於テハ貸主ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ昭和十四年十一月一日以後ノ分ニ付之ヲ第三條第一號又ハ第二號ノ地代又ハ家賃ニ回復スベシ

第十四條 前條ノ規定ハ昭和十三年八月五日以後本令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解又ハ借地借家調停法ニ依リ調停ニ依リ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ本令施行ノ際現ニ繫屬スル訴訟、裁判上ノ和解事件、借地借家調停法ニ依リ調停事件又ハ借地借家臨時處理法第二條ノ規定ニ依ル事件ニ於テ地代又ハ家賃ノ増額アリタルモノニ付亦同ジ

前項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號本文ノ地代又ハ家賃ト看做ス

第十五條 前二條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

地代家賃統制令施行規則

(昭和十四年十月十九日公布
厚生省令第三十三號十月二十日施行)

第一條 地代家賃統制令(以下令ト稱ス)第三條但書ノ事由アル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 昭和十三年八月五日以後當該土地又ハ建物ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ負擔ニ付著シキ増加ア

リタルトキ

- 二 借主ガ貸主ノ縁故者タリシ爲令第三條各號ノ地代又ハ家賃ガ特ニ低額ナルモノナルトキ
- 三 貸主ニ於テ本令施行後借家ニ付増築若ハ改築ヲ爲シ又ハ昭和十三年八月五日以後借地ニ付著シキ改良工事ヲ施行シタルトキ

四 前各號ニ準ズル事情其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第二條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル

第三條 令第八條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第五條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕費ノ負擔、疊建具其ノ他ノ造作ニ要スル費用ノ負擔、地代又ハ家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件トス令第十五條ノ規定ニヨリ令第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ニ付亦同ジ

第四條 令第十三條ノ規定ニ依ル回復ハ昭和十四年十一月三十日迄ニ之ヲ爲スベシ

株式價格の統制

讀者のうちには株式を持つて居られる方が多數あるだらう。會社や銀行などの株式である。現代は株式會社の時代とさへ云はれるほどで、株式はそれによつて一般國民が、事業

に資金を供給する重要な筋道である。國民が株式を持たうとしなければ、生産擴充事業も遂行出來ないものが多い。それほど大切な株式であるが、これを賣つた買つたの材料としてその間に利鞘を稼がうとするのは、舊體制の方式であつて、甚だよくないことである。よろしく株式を持つならば、事業に資金を供給し、公益を増大することによつて自分もその幾分かの配當に預るといふ心掛けで、投資せねばならぬ。投機はもはや時代おくれた。従つて、株式の價格も、投機の對象とされたりして紊りに上下することを放任してはいけない。しかし、元來、株式價格は、經濟界の各種の事情はもちろん、その他の人氣などによつて上下し易いものだ。一定の規準を定めることが困難だからである。と、云つて、自由經濟時代のやうに、これを放任しておくことは各方面に惡影響を及ぼすもとだ。下りすぎれば下つたで、上りすぎれば上つたで、惡影響がある。

そこで、株價の統制が必要とされ、既に行はれつゝある。その法令が、現行の株式價格統制令である。

これは昭和十六年の八月に總動員法第十九條の發動によつて制定された勅令だ。そして、

同年十二月十日——即ち大東亞戰爭開始後二日——第二十一回國家總動員審議會でその改正が全員一致で可決された。

最初公布された勅令から、改正勅令へと順次に對照的に説明を加へてゆかう。

十六年八月に制定公布された株式價格統制令は六つの要綱からなつてゐた。その各號についてのべる……。

第一 商工大臣株式價格の著しき低落に因り國民經濟の圓滑なる運営を阻害する虞ありと認むるときは、株式の銘柄を指定し、その株式の最低價格を定め得ること。

この規定の趣旨は株式の最低價格を定むることによつて、その不當なる低落を阻止し、以て戰時經濟の運営に支障を來たすことなからしむるに在る。株式の銘柄は生産擴充に關聯深き重點株が狙ひであるが、必要に應じ、他の株式にも適用が出来る。最低價格決定の方法は第三號で説く。

第二 最低價格の定められたる株式については、有價證券の賣買取引をなす取引所の取引員または有價證券取締法による有價證券業者は、當該株式を最低價格を下る價格に

より賣買またはその委託、受託もしくは媒介をなし得ざること。

この規定については疑問もないと思ふが、ただ、媒介云々が、聊か解りにくいかも知れぬ。それは例へば銀行なり信託會社なり、或は金融機關でない他の事業會社でも良い、それ等のいづれかに、最低價格の決定された株式が幾株もあり、他にその買入れを希望する會社があつても、取引員なり有價證券業者なりは、最低價格以下で兩者の間の媒介をしてはならぬことを意味する。會社と會社、會社と個人間、個人と個人の間を問はず、さうした媒介を許されないのである。

第三 株式の最低價格は商工大臣が一定期日における取引所相場を基準としてこれを定むること。但し取引所相場なきものについては實物仲値を基準として之を定むること。

右の規定は、最低價格の決定方法を定めたものである。その方法は原則としては或る指定した日の株式の大引値段を以て最低價格とするのであるが、必ずしもさう限つた譯ではない。例へば休日中に重大事件が発生したために、休日明けの市場で大きく時價が上放れたとすると、その大引値を以て、最低價格と、認定するのが不適當の如き場合があれ

ば、その大引値より何圓か高い値段を以て、最低價格を決定することも出来るのである。又、當日清算で商内のなかつた株式は實物の仲値を標準とする。實物も出来なかつた株式については、大體の氣配によつて、適宜に最低値を決定することが出来るのである。

なほ、最低價格の決定は、株式が漸落した場合たと、急落した場合であるとを問ふものではない。市場としては、漸落の場合には混亂が少い譯だが、さうした混亂が起つたときでなくとも、株價自體において、それ以下の安値を許し難い價格に到達したと見れば、隨時、本規定を適用するのである。

第四 商工大臣は第一の規定に依り定められたる最低價格が、事情の變更に因り著しく不當となりたりと認むるときは、これを變更し得ること。

本規定は、最低價格の決定を見た株式が、その後減配となつたがために、前に定められた最低價格が不當であると云ふ如き事態の發生した場合を狙つたものである。

かかる場合には、大體において減配された率に應じて、最低價格も引下げられる。しかし、反對に増配で最低價格が引上げられる場合もあり得るのである。

第五 何等の名義を以てするを問はず、第二の規定による禁止を免るゝ行爲をなし得ざること。

本規定の狙ひは割戻しの如きを豫め防止するにある。賣買は規定の最低價格によつて、表面上行はれたとしても、若し、賣買當事者間において、割戻しの約束の如きを行つたとするなら、さうした脱法行爲を防止し得ない。依つてそれ等を豫め封じたのである。

第六 本要綱は前各號に準じ各外地にもこれを実施すること。

本規定は實施區域を明示したのである。内地、朝鮮、樺太、臺灣、南洋の各地に一樣にこれを実施すると云ふ意味である。

なほ、罰則のことは、前掲各號にないけれども、それは國家總動員法の第三十三條が適用される。同條には「左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス」と規定されてをり、その六號に「第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者」と云ふことが明示されてゐる。

要するにこの勅令が制定された當初の狙ひの主點は、株價の最低價格を決定して主要株

を安定させることであつた。事實、當時は、株式は賣物のみ多く、その價格は著しく下落し、さらに下落傾向を放置する時は、生産擴充資金の蒐集を阻害するやうな傾勢が見えた。そこで、如上の統制令となつたのである。

然るに、十二月八日、畏くも對米英宣戰の大詔が渙發されるや、わが事業界は俄然として底力を發揮し株價は著騰の勢を示した。一齊高を示した。そこで、八月當時とは正に逆に將來株價が戰果のたび毎に不健全な上り方をするのを防止するため、十二月の株式價格の統制令の改正により株式の最低價格に加へて最高價格の統制も規定することになつた。この改正の目的は株式界の健全性を維持するにある。

勅令案要綱

株式價格統制令中左の通り改正すること

第一 第一條第一項中「低落」を「變動」に改むること

第二 第二條第一項乃至第三項及第四條第一項、第二項中「最低價格」を「最高價格又は最低價格」に改むること

第三 第二條の二として左の一條を加ふること、前條の規定に依り最高價格の定められたる株式に付

ては有價證券の賣買取引を爲す取引所の會員若は取引員又は有價證券業取締法に依る有價證券業者は當該株式の最高價格を超越る價格に依る賣買またはその委託、受託もしくは媒介をなすことを得ず、ただし商工大臣の許可を受けたるときはこの限にあらざ

第四 第五條および第六條第一項中「第三條」を「第二條の二または第三條」に改むること

國民はよく右の改正の趣旨を理解し、不健全な投機的利益などは毛頭これを考へてはいけない。

爲替換算率の公定と物價

次に爲替の統制である。

讀者は既に第一篇第三章の爲替と物價との關係の説明によつて、爲替の賣買を放任し、その相場を自由の決定にまかせれば、その變動によつて物價もまた至大な影響を受ける理由を知られた筈である。

それ故、わが國でも、以前から外國爲替管理法を制定施行し、外國爲替の賣買その他に

統制を加へて來たのであつた。しかしながら、今次大東亞戦争の輝かしい進展と、もに、わが從來の爲替政策は根本から變更され、全く自主的な強力性を以て統制されることとなつたのである。

即ち、大東亞戦争の聖業遂行につれ、從來國際通貨としてわが爲替市場にも極めて重大な役割を演じてゐた英米通貨とわが圓貨との關係は完全に斷絶し、同時に東亞における英米通貨は日一日と後退しつゝあるので、この東亞における新しい通貨事情に立脚して、大藏省は從來のわが爲替政策を根本的に變更し、わが通貨たる圓を中心とする新たなる爲替市場を設定することとなり、昭和十七年一月一日よりこれが實施を見たわけだ。そして今回の新政策の根本となる點は次の三點である。

- 一、從來わが爲替相場は外貨建があり、邦貨建があつたが、今後は爲替相場（換算率）の表示はすべて圓貨をもつてこれをなす
- 二、爲替相場は從來銀行間の協定に委せてゐたが一切公定制とすること
- 三、かくて爲替相場の意味も相當變質することに鑑みて、今後は爲替相場と謂ふ用語を

廢し、爲替換算率なる用語を使用すること

なほ、これに關しては昭和十六年十二月二十七日に、大藏省爲替局長の發表した談話と、爲替相場公定措置に關する要綱とが委曲を盡してゐる。次のやうに……。

【大藏省爲替局發表】本邦對外爲替相場は、從來多年にわたり英貨または米貨を基準とし、その決定は横濱正金銀行の建値または爲替銀行間の協定に委ねられて來たが、大東亞戦争の勃發により、米英貨は敵國通貨となり、またさきに實施した爲替危険の集中制によつて、爲替相場の變動から生ずる損益は、舉げて政府に歸屬することとなつてをるので、この際本邦の對外爲替相場については米英貨を基準とする方式を一擲し、日本圓を中心として、政府自らこれを定むることとした。その實施要綱は次の通りである。

△爲替相場公定措置要綱

- 一、爲替相場は從來の英米貨を基準として裁定する方式を廢止し、政府において各國通貨の本邦通貨に對する換算率を直接に決定すること
- 二、相場の表示は總て圓貨をもつてこれをなすこと

- 三、相場は賣相場、買相場の區別をなさず一本建とすること、爲替銀行等に對しては一定の手數料の徴收を認むること
- 四、相場は大藏大臣これを決定し、すべての取引はこれによらしむること
- 五、大藏大臣の定むる相場は告示をもつて發表すること、たゞし緊急やむを得ざる場合は、日本銀行及び横濱正金銀行各本店の店頭における掲示をもつてこれに代へ得ること
- 六、相場を公表すべき通貨の種類およびその相場は、差當り別表の通りとすること
- 七、敵性通貨の公定相場はこれを建てざること
- 八、本件措置を實行するため、外國爲替管理法に基く單行大藏省令を制定すること（十二月二十九日公布一月一日施行）
- 九、外國爲替銀行の爲替取引に關する手數料期限附手形の相場等については、銀行間において協定せしめ、政府の承認を受けしむること

通貨の種類	電信相場
印度支那貨	一〇〇ピアストルに付 邦貨 九七圓六〇錢
タイ國貨	一〇〇バートに付 同 一五五圓七〇錢
ドイツ國貨	一〇〇マークに付 同 一七〇圓五〇錢
イタリヤ國貨	一〇〇リラに付 同 二二圓三五錢

フランス國貨	一〇〇フランに付 同 九圓三〇錢
スイス聯邦貨	一〇〇フランに付 同 九八圓九〇錢
スウェーデン國貨	一〇〇クローナに付 同 一〇一圓五〇錢
ポルトガル國貨	一〇〇エスクードに付 同 一七圓三〇錢
アルゼンティン共和國貨	一〇〇ペソに付 同 一〇一圓八〇錢
ブラジル國貨	一〇〇ミルレイスに付 同 二一圓八〇錢
チリ國貨	一〇〇ペソに付 同 一三圓七五錢
ペルー國貨	一〇〇ソールに付 同 六五圓五〇錢

△大藏省令

- 第一條 大藏大臣外國爲替相場を指定したるときは、該相場に依るに非ざれば、外國爲替相場の取極を爲すことを得ず、但し大藏大臣の許可を受けたる場合はこの限にあらざ
- 第二條 前條の指定相場は大藏大臣これを告示す、但し緊急已むを得ざる場合は、日本銀行及び横濱正金銀行各本店の店頭における掲示を以て之に代ふることを得
- 第三條 第一條但書の規定に依り許可を受けんとする者は爲替の種類および金額、取極相場並に右相場によるを必要とする事由を記載したる適宜の書式に依る許可申請書三通を作成し大藏大臣に提出すべし

第四條 大藏大臣は必要あるときは本令に定むる行爲の制限を免除し又は許可申請に關し特別の手續を定むることを得

附則 本令は昭和十七年一月一日より之を施行す

かくて、爲替は強力に統制され、その換算率も公定されつゝある。外國爲替を通じて、わが物價が徒らに變動するが如き弊害は、なくなつたわけだ。

七・七禁令と生活

現段階における物價統制は、一面から見れば、商品規格を能ふ限り減少せしめ、公定價格制をその全般に普及せしめようとするものであることは、既に記した。

この規格單純化、規格減少推進のための有力な根據の一となつてゐるのが、昭和十五年七月六日に公布され、同七日から實施されて今日に至つてゐる奢侈品等製造販賣制限規則である。俗にこれを七・七禁令とも呼び、奢侈禁止令とも云ふ。これを制定公布した當時の商工大臣藤原銀次郎氏は、高級織物の産地たる京都西陣あたりからは、頗る憾まれたさ

うであるが、この贅澤禁止令が一般國民から虚色と虚榮とを減退せしめ、わたくしたちの生活を一段と明朗化したことは否めない大きな効果である。

ところで、規格外品の禁止がこの法令の主眼であるが、さらに、も一つ消費規正といふことも、この七・七禁令の大きな他の大目標である。

わが國の實狀から見て、消費規正の強化が緊急の必要であることは云ふまでもない。この規則の制定もむしろ遅かつたと思ふからである。この規則の狙つてゐる効果は色々ある。戦時經濟上大切な資材や動力勞力等が、戦時に不急不要なる物品や奢侈贅澤品の製造販賣に充てられることを止めて、これを戦時國民生活上眞に必要な物品の製造販賣に振り向けることがその第一である。例へば、現在の状況では戦時國民生活に必要な物品のみを製造販賣品については、大體公定價格で抑へてあるが、不急不要な奢侈贅澤品は公定價格で抑へないものが多いので、自然業者はかう云ふものを作りたがり賣りたがる傾向がある。この傾向を斷乎として抑へて、本當に戦時の國民生活に必要な物品のみを製造販賣せしめるやうにしようと思ふ譯だ。その外、非常な購買力が奢侈贅澤品等の購買に向け

られてゐるためこの種のもが大いに値上りしてゐる状況であるから、この價格を抑へて餘つた購買力を貯蓄や公債消化に振り向けしめようと云ふ効果をも狙つた。更にこの規則の効果として、國民生活の刷新緊張を促がす點も期待してゐるのであつて、將來これによつて、戦時にふさはしい質實簡素な國民生活の實現を期すると云ふのが理想なのである。

かうした立場から見れば、最初指定された物品の範圍は少々不徹底であり、また、これ以上で賣つたら奢侈品と見ると云ふ意味の一定限度の價格も少し高すぎると云ふ感じがあらう。しかし、一氣に急激な變化を與へることは業界に與へる影響も大きく、無理な點もあるから、漸進的に行くと云ふのが當局の方針であつた。事實、その方針で、爾來、第二次第三次と物品指定が行はれて奢侈品禁止の擴張が行はれ、一定の限度價格も引下げられつゝ今日に至つてゐる。國民も亦この趣旨を十分に理解して、消費を規正し、奢侈品を欲せず低物價政策の遂行に協力してゆかねばなるまい。

そこで、先づ規則を示さう。これがいま記した通り昭和十五年七月六日、商工農林省令第二號として制定され、同七日（即ち七・七）から施行されたものだ。

奢侈品等製造販賣制限規則

第一條 物品ノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 物品ノ生産（製造及加工ヲ含ム以下同ジ）又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル物品
- 二 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品（當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク）
- 三 主務大臣ノ指定シタル物品

前項第二號ノ他ノ法令ハ主務大臣之ヲ定ム

第一項ノ規定ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ賣渡シ又ハ之ヲ買受ケテ賣渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第三條 主務大臣前條第一項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ニ對シ同條同項ノ指定シタル年月日前ニ於ケル同條同項ニ掲グル物品ノ賣渡ニ關シ

賣渡數量又ハ賣渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第四條 物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ（價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ當該額ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ）ヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 第一條但書、第二條第一項但書又ハ前條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セララルコト明ナル物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類
 - 二 製造又ハ賣渡サントスル物品ノ名稱、品種及數量（第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ規格又ハ品質ヲ併セ記載スベシ）
 - 三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細
- 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ對シ前項ノ申請書ノ

外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及必要ナル書類ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ地方長官ヲ經由スベシ

第七條 委託製造、委託販賣其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 第二條及第四條ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者當該物品ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本則ハ昭和十五年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

そして、第一次に製造禁止とされた物品は、商工省告示第三百三十九號で次のやうに指定された。

染繪羽模様襦袢地及其ノ製品

染繪羽模様着尺地及其ノ製品（裾模様ノモノニシテ裾ヨリノ高サ鯨尺二尺未滿又ハ袖裾ヨリノ高サ

鯨尺一尺三寸未滿ノ模様ヲ附シタルモノヲ除ク）

染繪羽模様織地及其ノ製品

染繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 染繪羽模様夜具表地及其ノ製品
 織繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 織繪羽模様着尺地及其ノ製品
 織繪羽模様羽織地及其ノ製品
 織繪羽模様襦袢地及其ノ製品
 織繪羽模様夜具表地及其ノ製品
 綴織帶地及綴織袂紗地（縞及無地ノモノヲ除ク）並ニ其ノ製品
 刺繡（縫定紋ヲ除ク）ヲ施シタル織物及其ノ製品（帶地及帶ヲ除ク）
 銀絲若ハ漆絲（模造品ヲ含ム）又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品（模造品タル金絲銀
 絲又ハ漆絲ヲ用ヒタル帶地及帶ヲ除ク）
 無線シホンベルベット及其ノ製品
 ビロード縮緬及其ノ製品
 絹レース地（交編ヲ含ム）及其ノ製品
 指輪（昭和十五年七月商工省告示第三百四十二號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル
 モノヲ除ク）

腕輪（同）
 首飾（同）
 耳飾（同）
 ネクタイピン（同）
 身邊裝飾品タルペンダント（同）
 ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン、
 ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ペリール、クリソラ
 イト、オパール、瑪瑙、猫眼石、虎根石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブ
 ラッドストーン又ハヘマタイトノ人造品及模造品銀製品ニシテ飲食用器具、厨房用器具、家具、什
 器、美術裝飾品、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、牌盃、被服附屬金具、文房具若ハ玩具又ハ其ノ
 部分品タルモノ
 象牙製品

また、次の物品は、商工省告示第三百四號により、同年十月七日以降、それぞれ一定限
 度の価格を超えるものは販賣を禁止すべく指定された。

物 品

- 白生地縮緬(壁織及チエリーヲ含ム)ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ
白生地羽二重ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
白生地縞ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
白生地紗ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
白生地縞子(綸子)ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
銘仙ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
御召ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
絲織ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
紬織ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格百二十圓ヲ超ユルモノ
絹上布(明石縮ヲ含ム)ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
麻上布ニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格百二十圓ヲ超ユルモノ
友禪染ノモノニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
小紋染ノモノニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
絞染ノモノニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格百圓ヲ超ユルモノ
- 物品及其ノ 中古品ニ付
昭和十五年 十月七日

- 無地染ノモノニシテ 一反(三丈物)ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
裾模様ニシテ 一表ニ付 販賣價格二百五十圓ヲ超ユルモノ
丸帶地ニシテ 一本ニ付 販賣價格三百五十圓ヲ超ユルモノ
丸帶地以外ノ帶地ニシテ 一本ニ付 販賣價格百五十圓ヲ超ユルモノ
袴地ニシテ 一具分ニ付 販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ
座蒲團地ニシテ 十枚取ニ付 販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル銘仙長着ニシテ 一枚ニ付 販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル銘仙羽織ニシテ 一枚ニ付 販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル丸帶以外ノ帶ニシテ一本ニ付 販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル袴ニシテ 一具ニ付 販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル夜具ニシテ 一枚ニ付 販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル座蒲團ニシテ 一枚ニ付 販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル紋リ又ハ友禪ノ長襦袢ニシテ一枚ニ付販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル友禪ノ四ツ身ニシテ一枚ニ付 販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
既製品又ハ半既製品タル和服用コトトニシテ一枚ニ付 販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ

半襟ニシテ 一掛ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 腰紐ニシテ 一筋ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 帶揚、帶締又ハ腰帶ニシテ 一本ニ付 販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
 洋服地(オーバークート地並ニ毛製ノ)ニシテ一平方米ニ付 販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ
 婦人洋服地及子供服地(ヲ含ム)ニシテ 一平方碼ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 毛製以外ノ婦人洋服地又ハ子供服地ニシテ 幅二七吋長一碼ニ付 販賣價格七圓ヲ超ユルモノ
 有線シホンベルベットニシテ 幅二七吋長一碼ニ付 販賣價格七圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃冬物ニシテ一着ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ一着ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ一着ニ付 販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タル背廣服三ツ揃冬物ニシテ 一着ニ付 販賣價格百三十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ 一着ニ付 販賣價格百三十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タル背廣服三ツ揃夏物ニシテ 一着ニ付 販賣價格百三十圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タルオーバークートニシテ 一着ニ付 販賣價格八十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タルオーバークートニシテ 一着ニ付 販賣價格百三十圓ヲ超ユルモノ
 モーニングコートニシテ 一着ニ付 販賣價格百八十圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タルレインコートニシテ 一着ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ

既製品又ハ半既製品タル婦人洋服ニシテ 一着ニ付 販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タル婦人洋服ニシテ 一着ニ付 販賣價格百圓ヲ超ユルモノ
 既製品又ハ半既製品タル子供服(オーバークートヲ含ム)ニシテ 一着ニ付 販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ
 註文品タル子供服(オーバークートヲ含ム)ニシテ 一着ニ付 販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
 莫大小ノシャツニシテ 一枚ニ付 販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ
 莫大小ノズボンニシテ 一枚ニ付 販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ
 ネットタイニシテ 一本ニ付 販賣價格四圓ヲ超ユルモノ
 ワイシャツ(カッターヲ含ム)ニシテ一枚ニ付 販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
 大人用靴下(男子長靴下及フルフアツ)ニシテ一足ニ付 販賣價格二圓五十錢ヲ超ユルモノ
 ショーン式絹婦人長靴下(ヲ除ク)ニシテ一足ニ付 販賣價格一圓五十錢ヲ超ユルモノ
 子供用靴下ニシテ 一足ニ付 販賣價格一圓ヲ超ユルモノ
 ハンカチーフニシテ 一枚ニ付 販賣價格一圓ヲ超ユルモノ
 手袋ニシテ 一双ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 毛皮製襟卷ニシテ 一枚ニ付 販賣價格二百五十圓ヲ超ユルモノ
 毛皮製以外ノ襟卷(マフラー及一枚ニ付 販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ
 スカーフヲ含ム)ニシテ 一枚ニ付 販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
 肩掛(シヨール)ニシテ 一枚ニ付 販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
 時計ニシテ 一箇ニ付 販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ

櫛、笄又ハ簪ニシテ	一箇ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
帶止ニシテ	一箇ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
カフスボタンニシテ	一組ニ付	販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同
バックルニシテ	一箇ニ付	販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同
ハンドバッグニシテ	一箇ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
眼鏡縁ニシテ	一箇又ハ一組ニ付	販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同
洋傘ニシテ	一本ニ付	販賣價格二十五圓ヲ超ユルモノ	同
ステツキニシテ	一本ニ付	販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同
草履ニシテ	一足ニ付	販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ	同
下駄ニシテ	一足ニ付	販賣價格七圓ヲ超ユルモノ	同
靴ニシテ	一足ニ付	販賣價格三十五圓ヲ超ユルモノ	同
書類入靴ニシテ	一箇ニ付	販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同
旅行用手提鞆(バッグヲ含ム)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同
帽子(シルクハットヲ除ク)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ	同
香水ニシテ	一罇ニ付	販賣價格五圓ヲ超ユルモノ	同
簞笥ニシテ	一棹ニ付	販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同

洋服簞笥ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百五十圓ヲ超ユルモノ	同
鏡臺 姿見ヲ含ム)ニシテ	一臺ニ付	販賣價格六十圓ヲ超ユルモノ	同
座机ニシテ	一箇ニ付	販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同
座卓ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同
火鉢(長火鉢ヲ含ム)ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同
洋机、卓子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同
椅子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ	同
長椅子ニシテ	一箇ニ付	販賣價格百五十圓ヲ超ユルモノ	同
應接間洋家具セットニシテ一組(五箇以上ノモノ)ニ付		販賣價格五百圓ヲ超ユルモノ	同
花輪又ハ花束ニシテ	一箇ニ付	販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同
寫眞機ニシテ	一箇ニ付	販賣價格五百圓ヲ超ユルモノ	同
三月節句用親玉雛ニシテ	一對ニ付	販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同
三月節句用飾セットニシテ	一揃ニ付	販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同
五月節句用具足ニシテ	一揃ニ付	販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ	同
五月節句用兜ニシテ	一箇ニ付	販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ	同
五月節句用飾セットニシテ	一揃ニ付	販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同

象牙
 ヘマタイト
 ブラッドストーン
 クンツアイト
 青金石
 月長石
 土耳其玉
 孔雀石
 虎眼石
 猫眼石
 オパール
 クリソライト
 ベリール
 エメラルド
 スピネル
 トパーズ

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

羽子板ニシテ 一枚ニ付 販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
 玩具ニシテ 一箇ニ付 販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
 人形(衣裳附ノモノヲ含ム)ニシテ 一箇ニ付 販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
 萬年筆ニシテ 一本ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 シヤープペンシルニシテ 一本ニ付 販賣價格三圓ヲ超ユルモノ
 アルバムニシテ 一冊ニ付 販賣價格五圓ヲ超ユルモノ
 ダイヤモンド
 ルビー
 サファイヤ
 アレキサンドライト
 翡翠
 アクアマリン
 トールマリソ
 ジルコン
 ガーネット
 クリソベリール

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

さらにまた、奢侈品等製造販賣制限規則の第二條第二項により、「他の法令により製造を禁止されたる物品」として、同年十月七日以降には販賣を禁止されて今日に至つてゐる禁制品は次の如き多數に上つてゐる。(なほ、その後、時局の進展とともに軍需充足の必要等もあつて、追加的に禁止となつた物品も多いが、こゝでは第一次の際のもののみを掲げた。)

一、鋼製品又ハ其ノ部分品

昭和十三年七月商工省令第四十九號、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニヨリ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ製造スルコトヲ禁止サレ指定サレタル物品左ノ如シ。
 文鎮、本立(ブツクエンドヲ含ム)、鉛筆削、ペーパーナイフ、貯金箱、バンド用金具、靴篋、煙草セツト、シガレットケース、ライター、灰皿、鏡、コンバクト、石鹼箱、化粧箱、繪具箱、墨汁罐、食卓用ナイフ、フォーク、スプーン、茶卓、盆、皿、菓子器、菓子罐、魔法埃、天火、布帛掛、置物、置時計、花器、火鉢、椅子、机、卓子、棚、戸棚(ロッカーヲ含ム)、帽子掛、掃除器、塵取、如露、盥、備付手洗器、湯タンポ、家庭用電熱器、シャンデリヤ、電氣スタンド、ランプシェー

ド、鳥籠、衣裳入箱、紙屑箱、傘立、自轉車立、履物裏金、泥拭器、痰壺、娼、扉、門、格子、風窓、窓枠分銅、シャツター用器、柵、手摺、欄干、交通標識、電柱、街頭照明柱(鐵芯ヲ含ムセメントボールヲ除ク)、電燈支柱用腕木、郵便受箱、陳列器具、看板、ネームプレート、廣告塔、ネオンサイン用具、玩具、子供乗物、スケート用具、投擲用砲丸、鐵船圓盤及槍、劍道用面、野球用マスク、鐵亞鈴、競漕短艇用クラッチ、競技用障碍物、庭球用ネット、運動靴用スパイク、ゴルフ用具、登山用ピッケル、メガホン、獵銃、空氣銃、樂器、樂譜臺及タクト、蓄音機及蓄音機用針、幻燈機、活動寫眞機、演藝用照明機械器具、金網(ラス及鑛業用ノモノヲ除ク)、籠類、ガス器具(營業用及醫療用ノモノヲ除ク)、金庫(手提金庫ヲ含ム)、扇風機(工鑛業用ノモノヲ除ク)、ストーブ、冷蔵庫(醫療用ノモノヲ除ク)、卓上呼鈴、金錢登錄機、ファイル、名刺刺及傳票刺、パンチ、ホチキス、自働番號機、エレベーター(工鑛業用ノモノヲ除ク)、紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)、窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)、印刷又ハ製本用機械器具、理容用機械器具(バリカン及剃刀ヲ除ク)、

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鐵釘(蹄釘ヲ除ク)、金網、菓子、清涼又ハ致醉飲料、香水、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品(ライターペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)、刷毛及刷子、綿又ハ麻製ノ網繩及網、帽子、燐寸、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン

二、銑鐵鑄又ハ其ノ部分品

昭和十三年四月商工省令第十九號銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ銑鐵ヲ以テ鑄造スルコトヲ禁ゼラレ指定セラレタル物品左ノ如シ。

文鎮、鉛筆削、インク壺、ホチキス、貯金箱、火鉢、茶道用風呂釜、天水鉢、扇風機（工鑛業用ノモノヲ除ク）、鏡臺、煙草セット、瓦、灰皿、持送り、花器、看板、水盤、風窓、燈籠、窓枠分銅、火消壺、椅子、玩具、金庫（手提金庫ヲ含ム）、鉄、帽子掛、柱掛、掃除器、額縁、手摺、茶卓、格子、菓子皿、陳列臺、置物、街頭照明柱、電氣スタンド、電柱、電燈支柱用腕木、欄干、門柱、柵、扉、交通標識、街路樹保護板、溝蓋、紙屑箱、本立（ブツクエンドヲ含ム）、シャンデリヤ、机、卓子、寢臺、シャツター用器、郵便受箱、ラヂエター、ガストロップ、電氣ストロップ、鐵瓶、五徳、卓上呼鈴、名刺刺及傳票刺、紡織、及染色又ハ整理用機械器具（針布製造用機械器具ヲ除ク）、窯業用機械器具（硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク）、印刷又ハ製本用機械器具、理容用機械器具（バリカンヲ除ク）

左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鐵釘、蹄釘ヲ除ク）、金網、菓子、清涼又ハ致醉飲料、香水、石鹼、蓄音機用レコード、セルロイド及同製品、紙及同製品（バライターバー等特殊ノ紙ヲ除ク）、刷毛及刷子、綿又ハ麻製ノ綱繩及綱、

帽子、燐寸、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン

三、銅製品又ハ其ノ部分品

昭和十二年十一月商工省令第二十八號銅使用制限規則第四條ニ依リ銅又ハ銅合金ハ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造（加工ヲ含ム）ニ使用スルコトヲ禁ゼラレ該規定ニ依リ指定セラレタル物品左ノ如シ

アイロン、油漉シ、安全剃刀及同容器、椅子、犬用金具、印形、印形入レ、インク入レ（インクスタンドヲ含ム）、打掛、腕時計、バンド、腕輪、繪具容器、エレベーター、（工鑛業用ノモノヲ除ク）、煙突、鉛筆金具、鉛筆削リ、鉛筆鞘、置物、桶、盥類ノ籠、押板、帶留、オベラグラス、カーテン金具、カード立、カードリング、鏡金具、花器、角砂糖挾、カクテルセット、樂譜臺、傘立、飾棚、菓子型、菓子器、菓子製造機、家庭用懐中電燈、家庭用冷蔵庫、靴金具（蝶番及錠前ヲ除ク）、カフスポタン、晝鏡、釜、蓋口金具、髪飾品、紙挾、蚊張釣手、蚊遣器、カラー止、カラーボタン、カレンダー金具、皮剝器、玩具、觀賞用魚類容器、看板、喫煙用器具（煙草盆、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等）、急須、鏡臺金具、金庫（手提金庫ヲ含ム）、空氣銃、鎖（工鑛漁業及船舶用ノモノヲ除ク）、屑入レ、藥玉裝飾金具、果物容器、靴下止金具、靴篋、頸飾、クリップ類、化粧品又ハ化粧用具ノ容器（口金ヲ含ム）、下駄又ハ草履ノ裏金、蹴板、建築物ノ柱、壁、

天井、庇廻シ等ノ製飾金物(グリルヲ含ム)、コーナービード、コーヒ沸シ、廣告用文字、格子及パ
ンチングメタル(レヂスターヲ除ク)、香水吹金具、交通標識鏡、氷入器、氷挾、香爐、コップ、茶
碗類並ニ同蓋、袴及臺、鍍工鑛業用ノモノヲ除ク)、五徳、子供用乗物、コハゼ、御飯蒸器、ゴル
フ用具、コンバクト、盃、柵、皿、仕切用金物(カウンタースクリンヲ含ム)、自轉車立、紋タオ
ル入レ、シャープペンシル(機械鉛筆)、寫眞機用三脚、寫眞立、十能(臺十能ヲ含ム)、漏斗、狀差、
賞牌、賞盃、商品陳列器具、鏡前ノ握玉(眞棒受ネヂ部ヲ除ク)、食器棚金具、燭臺、食卓、書狀計、
書類入籠、如露、炊事臺調理臺ヲ含ム)炊事用ポール、スキチボード、水筒、吸取器、硯水入レ、
スタンブ臺、ステツキ金具、ストーブ、ストロー立、スブーン、止止、ズボン伸張器、ズボン吊金
具、スライドフアスナ、清涼櫃、扇風器(工鑛業用ノモノヲ除ク)、洗面器、船舶用、燈火管制
用、耐濕耐爆用及特殊照明用(航空標識用、航路標識用、醫療用及神佛用)以外ノ照明器具及附屬
品(通電部分、無裝飾ホルダー部分及反射鏡部分ヲ除ク)、袖丸ミ、算盤ノ心棒、大根等ノ下金、卓
上呼鈴、玉子燒器、痰壺、箆筒、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚、机等ノ金具(蝶及錠前
ヲ除ク)、暖房具前飾金物、蓄音機、茶壺シ入レ、茶零シ、茶托、茶壺、茶道用風爐釜、茶焙シ、
提灯金具、帳面(ルーズリーフノート及スプリングノートヲ含ム)、金具、貯金箱、塵取、散蓮華、
圖畫用水筒及油壺、吊下洗手器、手提袋金具、電氣炬燵、電氣座蒲團、電氣七輪、電氣掃除器、電
氣足温器、天火、トースター、ドアークローザー及フロアヒンヂ、樋受金物、トイレットペーパー

ホルダー、銅壺及柄杓入、銅像(胸像ヲ含ム)及銅牌、燈籠、登山用アルコール焔爐、登山用アル
コールタンク、扉、トランク類金具(蝶番及錠前ヲ除ク)、鳥籠、泥拭器、ナイス(ペンナイフ及バ
ターナイフヲ含ム)、流臺、ナフキンリング、鍋、肉池、ネームプレート、コーションプレート、
標札類、ネクタイピン、ネクタイ止、灰落シ、灰搔、排氣筒、繩叩キ、繩張、灰篩、バケツ、破損
止金物(保護金物)、バニテイケース、齒刷牙入レ、バター・ジャム・砂糖・ミルク等ノ容器、バレ
ット、盤景用具類、パン立、ハンドバッグ、引手及把手、鬚剃用コップ、柄杓(レイドルヲ含ム)、
美鏡、火熨斗、火箸、火鉢、被服用バンド、紐掛、表示板掲裝具、日除金具、フィンガーボール、
風鈴、フオーク、ブックベルト金具、筆洗、筆立、ペン立ヲ含ム)及筆架、布帛掛、ブローチ、風
呂桶及風呂釜、文鎖、ペーパーナイフ、塀、ヘヤースイロン、ヘヤードライヤー、篋、ペン皿、ペン
軸裝飾金具、ホルルスタンド、箆、帽子、額縁等ノ掛金具、庖丁、ボタン(スナツプヲ除ク)、盆、
本立、窓開閉調整器、魔法瓶、萬年筆金具(ペン先ヲ除ク)、水差、耳飾、名刺、傳票等ノ刺器、目
地、メニユー立、メモ挾、持送り(棚受ケヲ含ム)、物干器、藥罐、燒網、門、藥味入及藥味立、矢
立、矢筈、遊戯用ボード、郵便受口、床磨器、指輪、湯沸器、洋傘裝飾金具、揚枝入、洋服掛、ラ
ヂエーター及同カバー、欄干、蠟燭立神佛用ノモノヲ除ク)、シヤンパンクレーター、手水鉢、テイ
ツシユカバー、電球(導線ヲ除ク)、天水桶、ナットクラッカー、噴水金物、マーク類刷込板、燒
串、

四、白金製品

昭和十二年十二月商工省令第三十六號ノ第一條ニ依リ白金ハ之ヲ裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又ハ什器ノ製造(加工及修理ヲ含ム)ニ使用スルコトヲ得ズ

五、鉛、亞鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ

金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シタル製品又ハ其ノ部分品

昭和十三年七月商工省令第五十一號鉛、亞鉛、錫等使用制限規則第三條ニ依リ左ノ物品又ハ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ。

茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器具

鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具

火鉢、帽子掛、飾棚、飾臺其ノ他ノ家具什器

手摺、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附屬金具

置物、花器、賞盃、函物其ノ他ノ美術裝飾品

煙草セツト、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具

ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品

髮飾、帶止、ブローチ、鈕釦其ノ他ノ裝身具又ハ被服附屬金具

文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具

玩具

六、纖維製品

昭和十四年九月商工省令第四十六號纖維製品製造制限規則第一條ニ依リステールファイバー織物及ステールファイバー莫大小生地ニ在リテハ左ノ種類ノ製品ヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ。

一、ステールファイバー織物中

小巾白木綿、金巾、天竺、粗布、三綾、四綾、細綾、細布、小倉、ゼファー、サージ、モスリン、

スレーキ、ギヤバデン、雲齋、縞子、八丈、ポプリン、ブロード、變織、斜子織、ビツケ、ペロア、

コール天、ギンガム、ネル、セル、シジラ、寒冷紗、クレツプ、ブロック、サツカー、タオル、敷

布、風呂敷、ガーゼ、縹帶、毛布、蚊帳生地、ス・フ帆布、別珍、蕊地、縞木綿、夜具地、緋、織

色木綿、丸紡、手染中形用生地、機械捺染用生地、裏地、カラー生地、擬麻布、班布、北布、ヅツ

ク、家具用裂地、マフラ、フット地、ガラ紡緯服地、ス・フ麻交織服地、羽根蒲團用生地、座蒲團

地、兒服地、襖地、緞通、モール織、三笠織、シール織、モケツト、大和織

二、ステールファイバー莫大小生地中

吊及トンブキン生地、両面生地、フライス生地、臺丸生地、フレンチ生地、小横生地、大横生地、丸ゴム生地

三、毛織物中

サージ、服地、ボーラー、クレバネット、ゼコニ、アルパカ裏地、蕊地、ラシヤ、肩掛、毛布、角卷

七、ゴム製品又ハ其ノ材料

昭和十三年七月商工省令第五十三號ゴムノ使用制限ニ關スル件ニ依リ左ノ物品又ハ其ノ材料ハインデイアラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラタ、ガタバーチャ又ハ再生ゴムヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ。

總ゴム長靴、總ゴム短靴、雨靴、オーバースューズ及豆靴ヲ含ム、草履及下駄(鼻緒及爪革ヲ含ム)、スリッパ、手袋(醫療用ノモノヲ除ク)、衣服用ベルト、タイル、ラバリウム、手摺ベルト、マツト、デスクシート、家具用キャップ、クツシヨンゴム、ガーデンホース、ゴムバンド、絲ゴム、空氣枕、スポンヂ、玩具、廣告用氣球、海水浴用具、運動用具、チューインガム

八、皮革製品又ハ其ノ材料

昭和十三年七月商工省令第四十三號皮革使用制限規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革ヲ含ム)又ハ水牛皮ヲ使用シテ製造スルコトヲ得ズ。

靴、馬具、自轉車又ハ自動自轉車用サドル、調帶、パツキング、運動用具、革砥

左ノ物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革ヲ含ム)、水牛革、馬革、騾革、驢革、緬羊革、山羊革、豚革、鹿革、獐革、犬革、鯨革又ハ鯨革ヲ使用シテ製造スルコトヲ得ズ。

草履、スリッパ其ノ他ノ履物(鼻緒及爪革ヲ含ム)但シ靴ヲ除ク

鞆、トランク、ランドセル、リュックサック、圖囊其ノ他ノ携帶用具

マント、外套、上著、ズボン其ノ他ノ衣類

帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆其ノ他ノ衣類附屬品

ハンドバッグ、藁口、紙入、煙草入、名刺入、筆入其ノ他ノ袋物、眼鏡サック、化粧箱、寫眞機ケース、樂器ケース、獵銃サック、運動具入其ノ他ノ容器

水筒紐、時計腕革其ノ他ノ縛革

首輪、引紐、鞭其ノ他ノ家畜用具但シ馬具ヲ除ク

椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團、其ノ他ノ家具什器

書籍及帳簿、アルバム其ノ他ノ文房具

張革、吊革其ノ他ノ車輛用品

公定價格の擴充

このやうにして、規格外品はどしどしと製造を禁止され、販賣を許容されなくなつてゐる。むろん、公定價格は次々に設定されつゝある。昭和十六年末において、公定數は主務大臣たる商工大臣の指定したものの約七萬餘點、地方長官の指定したものの約四十五萬四千餘點の多數に上つた。一々その物資名を擧げることが、こゝでは不可能だ。それ故、極く主なるものゝみを次に記するに止めよう。なほ公定價格品の外に、公認された協定價格品もこれ亦すこぶる多數に上つてゐることだけを一言しておく。㊦や㊧の果しつゝある役割も思へば偉大である。

一、日用品關係

紙類、洋紙、和紙、紙屑、クラフト紙袋、板紙、セロファン紙、紙函及同材料、陶磁器、漆器、履物(下駄、草履、爪掛、鼻緒、實用草履)、傘(和傘、綿洋傘)、靴、靴、調帶(ゴム及革)、パツキン、グ及びピツカー、燐寸、石鹼、文房具、運動具、寫眞機、双眼鏡、樂器、玩具及人形類、家庭荒物、

建具、事務用家具、建築材料品、ゴム製品(運動靴、地下足袋、總ゴム靴、自動車タイヤ、水枕等)、化粧品、履物附表(藥表、棕梠藥製、竹皮製)

二、化學關係

染料、セメント、曹達灰、苛性曹達、パルプ、クロム鹽類、國産ゴム用硫化促進劑、同老化防止劑、珪酸ソーダ及珪酸カリ、硬化油及製品、工業用智利硝石、工業用輸入カリ鹽、硝酸カリ、硫化ソーダ、亞硫酸ソーダ類、フレーク苛性ソーダ、研磨材、炭酸ソーダ類、鹽化亞鉛、燐製品、苦汁及苦汁製品、五倍子、醋酸類、エーテル類、船底塗料、リトボン、バリウム鹽類、二硫化炭素、カーバイド、カーボンブラツク、アラビアゴム、米國製松脂、硼砂、メタノール、ホルマリン、アセトン、醋酸エステル類、コバル、ダンマル、醫藥品三二〇種、タンニン酸、酒石酸類、硼酸、硫酸銅、亞酸化銅、モノクロール醋酸、醋酸ソーダ、チオ硫酸ソーダ、クロム明礬、テレピン油、カルナバ蠟、ギルソナイト、膠、エチレングリコール、生松脂、漆、亞鉛華

三、機械金屬關係

故又ハ屑ノ鐵、釘、針金、鐵線、亞鉛鐵板、旋盤、特殊鋼、ブリキ屑、銑鐵鑄物、防火ガラス、安全剃刀、級外鐵鋼線及古鐵鋼線、磨鋼帶、電線管、磨特殊鋼帶、熔接棒、鑄型、鑄型定盤及注入管、ドラム罐、船舶用燒玉機關及船舶用デーゼル機關、押ねぢ、齒科醫療器械、蒸汽機關車、輪轉騰寫機、家庭用金物(瑛瑯鐵器、アルミ、アルマイト製品、利器、線材製品、原板製品、鋼板製品、パ

ケツ、水杓、ツルベ)、戸車、伸銅品(新地金製品)、故銅、伸板等(故銅製品)、電線、銅地金、國產銅地金、鉛地金、亜鉛地金、アンチモン地金、半田錫、硫黃、亜鉛滯等、亜鉛末、鉛管、鉛毛、鉛板、鉛線、活版、アンチモン合金、地金、水銀、白色減摩合金、活字、活版母型、通信用電池用品、ラヂオ受信機、錫箔及鉛箔、亜鉛板、封印鉛、押出チューブ、電氣通信機中電話器及附屬品、金屬昇線、錫地金、真空管、ヒューズ、ニッケル地金、電機計測器、冷蔵庫、ストーブ、鐵塔、磨燒入鋼帶及ゼンマイ、フライス盤、電機架線金物、鑄鐵調車、輸入特殊鋼板ヲ原料トスル金切鋸刃、國產特殊鋼板ヲ原料トスル金切鋸刃、螺錐(輸入品ヲ除ク)、リーマー(輸入品ヲ除ク)、底刃フライス、筒形底刃フライス、丸鋼ヲ原料トスル摺割金鋸、手削フライス及側刃フライス(輸入品ヲ除ク)、自轉車並ニ同部分品及附屬品、携行電燈用乾電池、列車點燈用蓄電池及同部分品、特殊工具鋼製製材用ノ帶鋸(ニッケル用有量一・五%—二%)、ミシン(輸入品ヲ除ク)、腕時計及懐中時計(輸入品ヲ除ク)、標準型三相交流誘導電動機及同附屬品(輸入品ヲ除ク)、衝器、自動車用重板發條(輸入品ヲ除ク)、軸承、鋼板ヲ原材料トスル摺割金鋸、インポリユート齒切フライス及ギヤホッブ(輸入品ヲ除ク)、自動車用タイヤバルブ、鑿岩機(輸入品ヲ除ク)、ミシン針、量器及乳脂針、天井走行起重機、貨物自動車シャクター、水壓鐵管、邦文タイプライター、計算器、鐵木ねぢ、六角ボルト黒皮鋼製、六角ナット黒及鋼製鋌

四、纖維關係

絹

原料生糸價格ヲ價格等統制令ヨリ除外シアルタメ絹織物ノ公定價格設定ノ場合一應生糸一、六五〇圓(百斤ニ付)ヲ基礎トシテ昭和十四年十二月ヨリ數回ニ亘リ左記品種ヲ公定セリ

純絹白生地織物(後染品)——生絹、縮緬、襟地、羽二重、縞子、チエニー、紗、絹、等

純絹先染織物——御召、絲織、袴地、袖織銘仙、絹上布、傘地、服裏地、朝鮮向絹織物、等

廣幅交織織物(後染品)——人絹交織羽二重、人絹交織紋羽二重、人絹交織縞子、人絹交織紋縞子、人絹交織縮緬、人絹交織紋縮緬、人絹交織壁、人絹交織縞子縮緬、人絹交織紋縞子、

子縮緬、人絹交織紋紗縮緬、人絹交織ジョーゼット、人絹交織サツカー、人絹交織オーガンデー

富士絹——純絹紡富士絹大日本紡績S・W五〇番外 十四種

混紡富士絹大日本紡績鶴鹿二〇〇番外 七種

絹洋服地——五六種

絹絲——絹紡絲、玉絲、絹縫絲

毛

毛關係ノモノニ付テハ原料、織物及既製服ニ至ル迄規格ヲ制定シ一部特殊ノモノヲ除キ價格ヲ全部公定セリ

毛絲——梳毛絲(織絲、メリヤス絲、手編絲)

紡毛絲(同)

織物——梳毛及紡毛織物(サージ、服地、ボーラー、クレバネット、アルバカ、苧地、ラシヤ、肩掛、毛布、角卷等)

特兔毛製品——テレンプ、モケット、フェルト、旗布、クリヤラークロス等

梳織絲

織物ノ規格ヲ制定シ全部公定セリ

梳織絲——織絲、メリヤス絲、手編絲

梳織織物——サージ、服地、ボーラー、着尺セル、英ネル、モスリン

麻

麻製品ニ付テハ輸入原料タルマニラ麻及印度黃麻ヲ使用シタルモノ及國內産ノ大麻及苧麻等ヲ使用シタルモノニ付テハ大體全面的ニ公定セリ

マニラ麻——ロープ、トワイン、岩絲等

印度黃麻——絲、布、袋等

織物——着尺地、袴地、座蒲團地、疊縁地、法衣地、幕地、夜具地、蚊帳地、服地等

綿

綿絲、綿撚絲、綿縫絲

綿織物、(製織品及染色加工品)

特兔綿製作業被服、綿製絆纏、綿學童服、綿靴下、嬰兒用肌着綿布、軍手、軍足、衛生綿、脱綿脂、精製脱脂綿

スフ

スフ絲、スフ織物(製織品及染色加工品)

スフメリヤス生地、スフ靴下

人絹

人絹絲、人絹撚絲

人絹織物(製織品及染色加工品)

染色加工品

染色加工品ノ公定價格ノ設定ハ白生地ノ公定後ニ行フベキ關係上比較的遅レタルモ次ノモノヲ公定セリ

人絹織物——無地染品、晒品、捺染加工品、防水加工品、クリス及エンボシング加工品、白張加工品、暈染、手描染、化學染品、絞り染加工品

交織綿織物——無地染品、晒品、捺染加工品、防水加工品、絞り染加工品

富士絹——無地染品、晒品、捺染加工品、絞り染加工品

スフ織物——無地染品、捺染加工品、絞り染加工品
更生絲

更生絲（綿紡式、梳毛式、絹紡式、紡毛式）
更生絲織物（規格品）

中等學校制服用更生絲織物

ガラ紡絲

ガラ紡綿絲

屑織維類

毛ボロ、毛屑、落棉、粉棉精撰棉、荷粉棉、遭難棉、綿粉、綿下屑、屑綿絲、屑綿布、故綿、故織
維（綿ボロ、麻ボロ）、起毛屑、スフ反毛、絹屑反毛、麻屑反毛
メリヤス

メリヤスニ付テハ全面的ニ公定シ毛製及梳織絲ノモノニ付テハ既ニ規格制限ヲ行ヒ其ノ他ノ人絹、
ス・フ、絹ノモノニ付テモ近ク規格ヲ定メ公定ノ豫定ナリ
毛、梳織絲メリヤス—シャツ、ズボン、股引、首巻、腰巻
ス・フ、綿、人絹及絹—パンツ、セーター、ハーフコート、レギンス、帽子、靴下、手袋、ズロー
ス、チヨツキ、生地等

洋裝既製服

表生地毛製ノモノニ付テハ自治的ニ規格ヲ定メ公定セリ

男子既製服——オーバーコート、背廣三ツ揃、國民服、レインコート、詰襟服、マント、トンビ、
厚司等

婦人子供既製服——幼兒服、男兒服、通學服、半ズボン、オーバー、マント、ケープマント、婦人
服

布帛製品類

ネクタイ

布帛製品各種——肌着類、中衣類、子供用品、婦人服類

ゲートル及ゲートル用生地

厚地既製服類

看護衣

足袋（規格品ノ一部）

ショール、肩掛、マフラ

暴利の取締

物價統制の實情を説明したからには、どうしても觸れなければならぬのは暴利取締である。支那事變の當初には、わが物價對策はこの暴利取締から始まつたことは既にちよつと述べた。

政府は、從來の物價政策を、堅實に維持遂行するため、價格等統制令の適用除外品目たる生鮮食料品の昂騰防止並に一般商品の暴利取締を、一層強化する必要から、第一次世界大戰當時に制定されて傳家の寶刀として鞘に納められてゐた從來の暴利取締令を改正し、昭和十四年十二月二十六日公布、即日實施した。

改正令は、從來の暴利取締令が、一應、事前の戒告を前提としてゐたのを、抜き打ちに、嚴罰に處し得るやうに改め、且つ、店員、會社員が違反した時には、その店主、會社の責任者も處罰されることになつた。頗る嚴重化されたわけだ。その概要は次の通りである。

以下、制定以來の經過を追ふて、簡単に話を進めよう。

そもそも從來の暴利取締令は、いまま云ふやうに歐洲大戰當時、急激な市價の暴騰に乗じ、暴利を貪るため、買占、賣惜をなさんとする者を制壓しようとして、大正六年に（農商務省令第二十號）誕生した。しかし、所謂傳家の寶刀である。殆んど發動の例を見なかつたが、大正十二年の關東大震災に發動あり、その後、支那事變以來、三回の改正を受け、今回改正前の暴利取締令は、昭和十三年七月商工省令第五十九號を以て、改正されたものであつた。その改正の内容を見ると次の三點が眼目だ。

(イ) 戒告を要せざること。

從來の取締令では、買占、賣惜若くは販賣によつて、暴利行爲をなさんとする者があるとして、商工大臣又は地方長官は、期間を定め戒告し、その戒告に違反した者に對して、處罰するのであつた。改正令は戒告を要せず、直に處罰し得ることゝなつた。（第一條）

(ロ) 適用物品の制限撤廢

從來は商工省令第五十九號に列記された二十九品目に、限定されてゐたが、改正令は、この制限を撤廢して、一般商品にも及ぼした。（第一條）

(ハ) 價格等統制令の適用物品の除外

價格等統制令に基づき、適用を受ける公定價格及び協定價格物品、九・一八停止價格物品を販賣する場合は、本令の適用を受けない。これらの物品についての暴利販賣行為は、國家總動員法の罰則規定によつて、處罰されるのである。(第五條)

しかし、本令の適用を受けないのは、暴利販賣だけであるから、買占、賣惜みは、本令第一條第二項の適用を受けるのである。

また、この取締規則は、第一條に、「暴利ヲ得テ」「暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ」或は「不當ノ報酬ヲ得テ……販賣ヲ媒介」と明記してゐる如く、販賣業者を取締る規定であるから、一般消費者には、本令の適用はない。

暴利行為等取締規則

(商工省令第一號)
(農林省令第一號)

昭和十二年商工省令第十號左ノ通改正ス

暴利行為等取締規則

第一條 何人ト雖モ暴利ヲ得テ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

何人ト雖モ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ報酬ヲ得テ物品ノ販賣ヲ媒介スルコトヲ得ズ

第二條 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ店頭ニ揭示シ其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 主務大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第五條 第一條第一項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 價格ニ付價格等統制令第二條ノ適用ヲ受クル物品又ハ同令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル物品ヲ販賣スルトキ

二 價格ニ付價格等統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ定メタル法令ニ於テ又ハ之ニ基キ額ヲ定メ又ハ額ノ處分アリタル物品ヲ販賣スルトキ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第二條ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者
 - 二 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 三 第四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦第六條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑ヲ科ス

附則

本例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

以上が暴利取締の概要である。この法令が物價統制の進行を側面から掩護しつゝある効果は蓋し大なるものがある。が、國民としては、このやうな法令の存在を必要とせぬまでに自覺し、世紀の決戦をしますますわれに有利に展開せしむるやう、日常の努力を怠つてはならぬ。

第四章 物價統制の機構

商工省物價局

現在における物價統制は、商工省物價局を中心に、官に價格形成委員會あり、野に物價統制協力會議あり、これら三者の一體的な聯絡のもとに遂行されつゝある。

先づ物價局から始めよう。

物價に關する事務は、元來、各省各局にそれぞれ必要に應じて分掌されてゐた。無論、事變勃發當時は商工省にもこれが専門の一局は獨立してゐなかつた。然るに時局の進展と共に、物價統制は愈々ますますその必要性を加重され、これに伴ふ事務も日を追ふて複雑多岐となつた。そこで、昭和十四年六月の商工省全般にわたる劃期的な機構改革の斷行に際し、物價對策の重要性に鑑み、特に外局を新設して茲に始めて物價局は誕生を見たので

あつた。

物價局官制 (昭和十四年六月十六日公布)

第一條 物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ物價統制ニ關スル事務(農林畜水産物、飲食料品及農林畜水

産業専用物品ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌ル

第二條 物價局ニ長官ヲ置ク

第三條 物價局ニ左ノ職員ヲ置ク

事務官 專任 十七人 奏任

(内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

物價事務官 專任 十八人 奏任

技師 專任 四人 奏任

屬 專任 五十四人 判任

技手 專任 七人 判任

第四條 前條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第五條 物價局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 長官ハ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第七條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條 物價事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ物價ノ調査及取締ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

この官制に則るものが現在の物價局なのである。實にわが戰時物價統制の總本山とも稱すべき官廳だ。次のやうな分課を持つて、物價事務の處理や企畫推進に邁進しつゝある。

- 總務課 人事、文書、會計ニ關スル事項、長官ノ官印及局印ノ保管ニ關スル事項、國有財産及營繕、廳中取締、法令及例規ノ審議及立案、物價統制ニ關スル諸般ノ調査、價格形成中央委員會ニ關スル事項、他ノ部課ノ主掌ニ屬セザル事項。
- 統制課 物價統制ニ關スル綜合計畫ノ設定、價格等統制令ノ施行ニ關スル綜合事務、暴利行爲等取締規則ノ施行、物價統制方策ノ實施ニ關スル連絡調整、物價統制ニ關スル啓發宣傳指導及情報蒐集、

物價局
(外局)

<p>第一部 企畫課 物價統制方策實施ニ必要ナル物資ノ消費統制ニ關スル事項、奢侈品等製造販賣制限規則ノ施行、土地其他課ノ管掌セザルモノニ關スル物價統制、宅地建物等價格統制令施行ニ關スル事項。</p> <p>日用品課 木製品、紙類、陶磁器其他課ノ主掌セザル物品ニ關スル價格統制。</p>	<p>物價統制協力會議ニ關スル事項。</p>
<p>第二部 化學課 化學工業品ニ關スル價格統制</p> <p>機械金屬課 機械金屬及其製品並ニ燃料(木炭ヲ除ク)ニ關スル價格統制</p> <p>織維課 織維工業品ニ關スル價格統制</p>	

價格形成委員會

物價統制といふ大殿堂を支へる第二の柱が價格形成委員會である。が、これを説明するためには、その前身とも考へ得べき物價委員會を振り返つて見ねばならぬ。

そもそも中央と地方との物價委員會なるものは、支那事變の勃發する以前、第一次近衛

内閣時代に設置されたものであつた。當時その任務としたところは、單純なる物價問題についての諮問機關であつて、むしろ積極的な物價統制のための機關とは稱し難いものであつた。そして、當初の中央物價委員會にあつては、第一部大口喜六氏、第二部小川郷太郎氏、第三部井坂孝氏がそれぞれ委員長であつた。その後、支那事變が勃發して、經濟状態は大いに變化した。物價問題は俄に複雑化して、根本からの再出發を餘儀なくされるに至つた。物價委員會は戸惑ひの形で約半年ほど開店休業に陥つた。當時は、第二章でも述べた通り、自治的統制の方針が採られたが、業者は未だ舊體制的觀念に支配されて巧く行かなかつた。政府は、方針を一變して自ら物價統制に乗出し、綿糸、綿布、羊毛、木材などの商品から手を染め始めた。しかし、舊體制を脱し切らなかつた業者は、統制の裏面を行くことに巧妙であつた。そこで、政府も大いに物價統制を強化する方針を堅持するに至つて、昭和十三年四月、改めて物價委員會を設置したわけだ。この再出發の委員會は、第一部(委員長・大口喜六)の理論部門と、第二部(委員長・小川郷太郎)の實際部門——直接物價を統制する部門——との二部に分れて活躍した。しかし、なほ未だその活動は、むろん效

果はあつたが強力なものとは稱し難かつた。これを一層強固なものとするべく改組されたのは、昭和十四年三月のことであつた。即ち、當時の商工大臣八田嘉明氏は、中央物價委員會官制を改正し、池田成彬氏を會長に据ゑ、その聲望手腕と經驗とにものを云はせて、委員會を重からしめ、困難多事なる物價對策推進の礎石たらしめようとしたのであつた。本篇第二章で記した「物價統制の大綱」や「物價統制實施要綱」などが、この中央物價委員會の手になつたものであること、前述の通りである。

しかしながら、昭和十四年十月には米の出廻り促進のために一石につき五圓の公定價格引上げが斷行され、次いで煙草の値上げが行はれた。低物價政策に對する一應の再檢討が叫ばれるに至つたのは、當時のことであつた。即ち、物價政策は一般商品から更に生活必需品の價格對策へと擴充されることとなつて、問題は複雑の度を加へたのであつた。物價委員會も、實情に即して再改組の運命に逢着せざるを得なかつた。

かくて、昭和十五年三月を以て中央物價委員會は、多くの業績を残しつつ、廢止の運命にある自らを見た。そして、これに代つて、新に内閣に物價對策審議會が設けられ、商工省

に價格形成中央委員會が設置されたのである。物價對策審議會は、しかしながら、その後は大いなる活動も示さず、開店休業の如き状態のままに廢されてしまつた。これに引換へ、價格形成委員會は目下盛んに低物價政策推進の努力を續行し、戰時物價統制に華々しい活躍をつゞけつゝあるのである。現在の價格形成委員會は次の官制に則るものである。

價格形成委員會官制

(昭和十五年四月二日公布) (昭和十六年一月廿一日公布)
勅令 第二百一號) (勅令 第六七號)

第一條 價格形成委員會ハ價格形成中央委員會及價格形成地方委員會トス

價格形成中央委員會ハ商工大臣、價格形成地方委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

價格形成中央委員會ハ關係各大臣ノ諮問ニ應ジ價格形成地方委員會ハ地方長官ノ諮問ニ應ジ價格形

成ニ關スル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 價格形成中央委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

價格形成地方委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 價格形成中央委員會ノ會長ハ商工大臣、價格形成地方委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充

ツ

第五條 價格形成中央委員會ノ委員ハ五十人以内トス

價格形成地方委員會ノ委員ノ定數ハ商工大臣之ヲ定ム

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 價格形成中央委員會ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

價格形成地方委員會ノ委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ價格形成中央委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、價格形成地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 商工大臣ハ必要ニ依リ價格形成中央委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得
部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

價格形成中央委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク價格形成中央委員會ノ幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ

價格形成地方委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク價格形成中央委員會ノ書記ハ商工大臣之ヲ命ジ價格地方委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 商工大臣ハ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付價格形成中央委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品ノ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付テハ農産物等價格形成專門委員會ヲ以テ前項ノ專門委員會トス

地方長官ハ價格形成ニ關スル特別ノ事項ニ付價格形成地方委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

第十二條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 委員長ハ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ價格形成中央委員會ノ委員又ハ臨時委員中ヨリ商工大臣之ヲ命ジ同條第三項ノ專門委員會ニ在リテハ價格形成地方委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ商工大臣之ヲ命ジ同條第三項ノ專門委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
物價委員會令ハ之ヲ廢止ス

價格形成中央委員會議事規則 (昭和十五年四月十一日 第一回總會決定)

- 第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム
- 第二條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス
會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員臨時議長ヲ代理ス
- 第三條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ
- 第四條 議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 第五條 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ
- 第六條 部會ニ付テハ第一條乃至第四條第七條及第九條ノ規定ヲ準用ス
- 第七條 會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ又ハ會議ニ於テ議決シタルトキハ委員ニ非ザル者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽クコトヲ得
- 第八條 議事録ハ幹事之ヲ作成ス
- 第九條 本則ニ明文ナキ事項ハ會長之ヲ定ム

なほ、現に價格形成中央委員會は、一般、纖維品、燃料、金屬品、化學工業品、食料品、農林水産品、雜品の八部會を設置して、それぞれ所管の事項を分掌しつゝあるのである。

物價統制協力會議

物價統制機構の三大柱石の最後の一つは、これから解説しようとする物價統制協力會議である。

物價統制協力會議は、政府の物價統制に協力せんとする民間の盛上る力が結成した機關である。別言すれば、これは、物價統制に關係ある各種團體が相集つて、「國民精神總動員の一翼の運動として」、政府の物價統制に協力する趣旨のもとに、中央及び地方に設置された機關だ。昭和十四年十一月二十八日に中央物價統制協力會議は結成を告げ、相次いで全国各地に地方物價統制協力會議が結成されてゐるわけである。

この會議は、當業者團體と經濟關係團體とを以て組織するのであつて、商工團體はもちろん農林團體、金融團體など各方面の團體が参加してゐる。その行ふ事業は、既に述べた

「物價統制實施要綱」に定められた事業であると云へば、それ以上に多くの説明は不要であらう。即ち、この會議は、物價統制に關する國民の協力について、常時に各種機關相互の連絡調整を圖ることになつてゐるのであつて、その各種機關は次のやうな分野で活動しつゝあるのである。

第一は、國民の消費面における物價統制への協力である。特に左の四點に考慮の重點が置かれてゐる。

- 1、物價統制の必要性や、物價統制の實生活に及ぼす效果等の認識を一般に徹底せしめるために行ふ宣傳は、系統的且つ組織的に行ひ、なほ事項を特定してその實踐方法を具體的に指示すること。
- 2、各町又は部落における常會、最寄會、隣り組等を極力利用すること。
- 3、各種學校の兒童生徒等を通じて家庭方面の協力を特に求むること。
- 4、日本放送協會、新聞社、雜誌社、映畫館、劇場等大衆に密接なる關係を有する方面の協同參加について特に力を用ひること。

第二は産業方面である。この分野においては、當業者團體や經濟團體を通じて、物價統制に協力させつゝあるわけだ。そのうち、當業者團體では、主として、

- (イ) 物價統制に關する諸施設の趣旨、及び内容の周知徹底を圖ること。
 - (ロ) 公定價格の適用を免れるため規格外れの物品を製造したり、又は規格外品の販賣をなさざるやう適當な措置を講ずること。
 - (ハ) 低物價政策の遂行に伴ふ品質の低下を防ぎ、量目の正確を期すること。
 - (ニ) 違反者はこれを除名するやう適當なる措置を講ずること。
- これに呼應して、經濟團體の活動分野の重點は次の三點である。
- (イ) 物價統制の勵行の狀況及びその効果を常に調査考察して關係方面に報告すること。
 - (ロ) 物價統制關係の法規等で、その内容の實情に添はず、又はその運用の妥當でないものがあるときは、その改善を關係方面に建議すること。
 - (ハ) 常に當業者の意見を蒐集して關係方面に報告するとともに、當業者の間に理解不

十分な點、または誤解などがあればこれが是正に努めること。
このやうにして物價統制協力會議の任務は、物價關係の各種機關の機能を最大限度にまで發揮させようとするのである。それは決して既存機關の従來行つてをたつた事業に取つて代ることではないのだ。その名稱を物價統制協力會議と云つて、物價統制協力協會とか物價統制協力聯合會とか云ふことを避けてゐるのもこの意味からなのである。

なほ物價統制協力會議は必要に應じ、物資別部會を設けることになつてゐる。この物資別部會を設けることによつて、加盟團體を物資別に統合することになるので、民間團體の活動は組織的になつて来る。また政府としてもこの物價統制協力會議を通じて、民間側との連絡を圖ればよいことになるので、物價統制を本格的に進めて行く上に、その運用よらしきを得れば資するところが甚だ多いわけだ。

次に物價統制協力會議と物價委員會との關係である。例へば或る物價統制策を勵行して見ると不完全であることが判り、それに基づいて改善すると云ふこともあるので、物價統制協力會議は物價統制の勵行以外の事項に絶対に觸れてはならぬと云ふことも事實は出

來ないのであつて、「物價統制實施要綱」においても、物價統制關係法規等でその内容の實情に適せざるもの、又はその運用の妥當ならざるものがあるときはその改善について建議することを認めてゐるのである。

しかしながら、物價統制協力會議の任務は何處に在るか云へば、第一に物價統制の勵行に在る。物價對策の立案審議と云ふことになれば、それは物價委員會において掌ることになるのである。

それ故、一方は勅令による立案機關、他方は民間組織の勵行機關である。そこに本質的な相違がある。これら互ひに職分を異にする両者が、相俟つて始めて物價統制の完璧を期し得るのである。中央地方を通じて兩者の關係は同じである。

参考のために中央物價統制協力會議の要綱と規約とを掲げておかう……。

中央物價統制協力會議要綱

- 一、中央物價統制協力會議は全國的經濟團體を以て組織すること。
- 二、中央物價統制協力會議に委員を置き加盟團體代表者を以て充つるの外關係官廳官吏、國民精神總

動員中央聯盟役員〔註〕又は學識經驗ある者の中より之を選任すること。委員の中より會議長一名副會議長二名、常任委員若干各を互選し會務を處理せしむること。尙參與若干名を置き會務に參與せしむること。

三、必要に應じ中央物價統制協力會議に物資別部設置をくること。物資別部委員は委員又は學識經驗ある者の中より之を選任すること。

四、中央物價統制協力會議の行ふべき事業は「物價統制實施要綱」に定むる事業其の他の事業とすること。

五、加盟團體は會員として一口（金百圓）以上釀出すること。

〔註〕その後「國民精神總動員中央聯盟」は廢止され、大政翼賛會が誕生したので、現在では翼賛會から委員が出ることに改められてゐる。以下これに準ずる。

中央物價統制協力會議規約

第一條 中央物價統制協力會議ハ政府ト協力シテ物價統制ノ確保ヲ圖ルコトヲ以テ目的トス

第二條 中央物價統制協力會議ハ全國的經濟團體及當業者團體ヲ以テ之ヲ組織ス但シ中央物價統制協力會議ニ於テ其ノ目的達成上極メテ必要ナリト認ムル地方的主要經濟團體又ハ當業者團體ハ中央物價統制協力會議ニ加盟スルコトヲ得

第三條 中央物價統制協力會議ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

第四條 中央物價統制協力會議ニ加盟セントスル者ハ其ノ旨中央物價統制協力會議ニ申込ムベシ

前項ノ申込アリタルトキハ中央物價統制協力會議ハ常任委員會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第五條 加盟團體ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 解散

二 除名

脱退ノ場合ニ於テ既納ノ會費ハ之ヲ還付セズ

第六條 加盟團體中央物價統制協力會議ノ目的ニ反スル行爲アリタルトキハ委員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

第七條 中央物價統制協力會議ハ「物價統制實施要綱」ニ定ムル事業其ノ他中央物價統制協力會議ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事業ヲ行フモノトス

第八條 中央物價統制協力會議ハ地方物價統制協力會議間ノ連絡調整ヲ圖ル爲連絡協議會ヲ開催スルコトヲ得

第九條 中央物價統制協力會議ハ必要アリト認ムルトキハ物資別部會ヲ置クコトヲ得

物資別部會ノ審議スベキ事項及其ノ構成ハ會議長常任委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

物資別部會ハ委員又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ會議長常任委員會ノ議ヲ經テ選任シタル者ヲ以テ之

ヲ組織ス

第十條 中央物價統制協力會議ニ委員ヲ置ク

委員ハ加盟團體ノ代表者ヲ以テ充ツルノ外會議長常任委員會ノ議ヲ經テ關係官廳官吏、國民精神總動員中央聯盟役員又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十一條 委員ノ中ヨリ會議長一名、副會議長二名、常任委員若干名ヲ互選ス

會議長ハ會務ヲ總理シ委員會及常任委員會ノ議長トナリ中央物價統制協力會議ヲ代表ス

副會議長ハ會議長ヲ補佐シ會議長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常任委員ハ會議長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌理ス

第十二條 會議長、副會議長及常任委員ノ任期ハ三年トス

第十三條 中央物價統制協力會議ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ會議長常任委員會ノ議ヲ經テ之ヲ推薦ス

第十四條 中央物價統制協力會議ニ參與若干名ヲ置キ會務ニ參與セシム

參與ハ會議長之ヲ囑託ス

第十五條 中央物價統制協力會議ニ理事一名及主事若干名ヲ置ク

理事ハ會議長、副會議長及常任委員ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

主事ハ會議長、副會議長、常任委員及理事ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

理事及主事ノ任免ハ會議長之ヲ行フ

會議長必要アリト認ムルトキハ第一項以外ノ職員ヲ置クコトヲ得

第十六條 委員會ハ中央物價統制協力會議ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ヲ評議ス委員會ノ決議ハ

出席委員ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十七條 中央物價統制協力會議ニ要スル經費ハ會費、補助金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

中央物價統制協力會議ノ豫算及決算ハ委員會ノ議決ヲ經ベシ

第十八條 常任委員會ニ於テハ規約ニ別段ノ定メアルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス

一 委員會ニ提出スベキ議案

二 其ノ他會議長ニ於テ必要ト認メタル事項

常任委員會ノ決議ハ出席常任委員ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第十九條 本規約ヲ變更セントスルトキハ委員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第二十條 中央物價統制協力會議解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ハ委員會ニ於テ之ヲ決ス

附則

中央物價統制協力會議成立當初ノ委員ハ加盟團體ノ代表者ノ外設立委員會ニ於テ之ヲ選任ス

中央物價統制協力會議參加主要團體

商業組合中央會
 工業組合中央會
 貿易組合中央會
 日本實業組合聯合會
 全國購買組合聯合會
 全國米穀販賣購買組合聯合會
 全國米穀商業組合聯合會
 大日本柑橋販賣組合聯合會
 全國漁業組合聯合會
 大日本水產會
 日本鐵鋼製品工業組合聯合會
 日本機械製造工業組合聯合會
 日本度量衡器計量器工業組合聯合會
 日本瑛瑛鐵器輸出組合
 日本瑛瑛鐵器工業組合聯合會
 日本自轉車工業組合聯合會

纖維需給調整協議會
 大日本生絲販賣組合聯合會
 全國乾繭販賣組合聯合會
 全國養蠶業組合聯合會
 日本麻業聯合會
 日本刷子輸出組合
 日本鋼材聯合會
 特殊鋼協議會
 全國鋼材特約店商業組合聯合會
 日本フエロアロイ協議會
 日本鉛管鉛板工業組合
 塗料聯合會
 日本鉛丹工業組合
 金銀製品商聯盟
 火曜會
 日本アルミニウム工業組合

帝國農會
 帝國水產會
 全國山林會聯合會
 日本中央蠶絲會
 日本商工會議所
 日本經濟聯盟會
 全國產業團體聯合會
 產業組合中央會
 養鷄中央會
 帝國馬匹協會
 茶業組合中央會議所
 全國貯蓄銀行協會
 社團法人大日本バター協會
 日本木材業組合聯合會
 全國信用組合聯合會協會
 中央畜產會

全國無盡中央會
 全國柑橋中央會
 日本輸出冷凍魚介水產組合
 日本トロール水產組合
 日本捕鯨業水產組合
 日本輸出海產物水產組合
 全國輸出罐詰業水產組合聯合會
 全國製絲業組合聯合會
 全國蠶種業組合聯合會
 大日本農機械協會
 農藥統制組合
 全國澱粉聯合會
 日本フイツシユミール水產組合
 日本海產物輸出組合聯合會
 日本蠶繭詰協會
 日本蜜柑罐詰輸出組合

日本自轉車輸出組合
 日本鑄物工業組合聯合會
 全國電線工業組合聯合會
 日本銅統制組合
 日本鉛、亜鉛、アンチモン統制組合
 錫統制組合
 電線原料銅配給統制協會
 伸銅統制協議會
 日本マグネシウム工業會
 坩堝用磷狀黑鉛輸入統制會
 黑鉛坩堝組合
 アセチレン化學工業會
 日本カーバイド工業組合
 全國染料製造同業會
 メタノール工業會
 合成石炭酸製造同業組合

日本アルミニウム板工業組合
 日本電極協議會
 弗化アルミニウム工業會
 日本人造水晶石工業組合
 アルミニウム屑輸入同業會
 日本螢石輸入同業會
 アルミニウム箔用原料配給懇談會
 アルミニウム聯合懇談會
 日本陶磁器工業組合聯合會
 大日本陶磁器輸出組合聯合會
 日本硝子工業組合聯合會
 板硝子協議會
 日本硝子製品輸出組合
 日本電球輸出組合
 セメント聯合會
 酸素全國聯合會

硫安肥料製造業組合
 石灰窒素肥料製造業組合
 日本アンモニア法曹達工業組合
 日本電解曹達工業組合
 過燐酸肥料製造業組合
 全國肥料商業組合聯合會
 酒造組合中央會
 麥酒協協會
 大日本製乳協會
 日本護謨工業組合聯合會
 日本護謨製品輸出組合
 日本皮革工業組合聯合會
 石炭鑛業聯合會
 鑛山懇話會
 造船聯合會
 日本船主協會

塗料聯合會
 全國石鹼製造業聯合會
 日本全國製油業聯合會
 日本硬化油同業會
 日本製紙聯合會
 日本糖業聯合會
 東京手形交換所
 大阪手形交換所
 全國地方銀行協會
 信託協會
 生命保險會社協會
 日本倉庫協會
 鐵道同志會
 商工組合中央金庫
 大日本農會
 產業組合中央金庫

- 日本土木建築業組合聯合會
- 電氣協會
- 農事電化協會
- 帝國瓦斯協會
- 帝國耕地協會
- 日本米穀協會
- 全國農產物販賣協會
- 全國產業組合製絲組合聯合會
- 大日本山林會
- 帝國森林會
- 農村更生協會
- 滿洲移住協會
- 日本競馬會
- その他

〔註〕これは昭和十五年末の主要な團體名で、その後異動あつた部分は別である。たゞ如何に多方面の團體を網羅してゐるかを知る参考資料として掲げておいた次第である。

以上は物價統制協力會議の内容、及び今日までの活動狀況の概要である。ところで、物價統制の進展とともに、この協力會議もまた強化擴充されなければならぬことになつた。謂はゞ物價對策の綜合化に伴ふ協力會議の改組なのである。これについて一寸説明しておかう。

元來、物價問題の根本的調整は單なる公定價格、協定價格等の設定とこれが勵行のみに

よつて解決出来ないことは言ふを俟たない。即ち物價は本來、生産、配給、消費等經濟各分野における活動の總括的現象であり、従つてまた物價の統制はこれら經濟各分野における規則と表裏の關係をもつて、生産、配給、消費、あるひは更に勞務輸送等に關する諸統制と緊密に照合せしめつゝ處理する必要がある。これら各般の事項に關する綜合對策として、初めて處理することが可能なのであり、物價のみをこれらと切離して考へることはできないわけだ。従つて、物價政策は價格の公定並にその勵行に重點を置くことのみでは不十分で、今後は生産、配給、消費等物價と關聯する各般の事項に踏込むことが、必要である。既に政府もかかる方向へ向つて物價政策を推進することになつた。

かくて物價問題自體が綜合的になり複雑を加ふれば加ふる程、政府の物價對策は愈々官民間の意思の連絡を緊密にし、一面民間側の希望も十分に政策に織り込み反影させ、他面、民間側に對し、政府の物價對策の趣旨を十分に徹底させて、もつて物價對策の樹立と實行の圓滑を圖らねばならぬ。そこで、協力會議改組の機は熟し、物價統制協力會議の業務を從來の如き公定價格の設定勵行といふやうな物價の面自體における統制への協力から一步

をすゝめ、廣く物價に關聯ある經濟政策全般への協力へと擴充すると共に、綜合的物價對策に關する官民間の連絡機關として、その地位、陣容の整備強化を圖ることゝなつた。別言すれば、同會議は、物價協力から力強く一步前進して、政府の經濟統制への協力會議たる實を備へることゝなつたのである。この趣旨を盛る基本方針の決定を見たのは、昭和十六年十一月二十六日のことであつた。

第五章 物價統制途上の諸問題

プール平準價格

プール平準價格の意味

物價統制の進行につれ、プール制が日程にのせられ、プール平準價格といふ言葉がしばしば使用されてゐる。現に、基礎産業中の基礎産業とも稱すべき石炭部門その他では、このプール制が採用實施されてゐるのである。以下すこしく、これについて解説と論評を試みておかう。

プール制と云ふのは、生産費に相當の差異ある場合、經營規模が大小區々の場合、内外品に原價の差ある場合等において、生産費差、能力差に應じた價格を以て共販會社等が品物を買ひ上げ、或は賃銀を支拂ひ、それらの價格で買上げたものを平均し一定の價格で

販賣乃至供與するものである。そして、この平均された一定の價格が即ちプール平準價格なのである。

プールといふ言葉が、元來、水溜りの意味であり、水泳用のプールと同じ意味なのであるのは、生産費その他條件の異なる生産物を、一つの貯水池に流し込んで平均するといふところから來てゐるのは、いふまでもない。

戦時物價政策の基本方式としてのプール價格制

そもそもわが國のプール平準價格制は物價委員會が存在してゐた當時、價格對策の基本として取り上げられたものであるが、近來經濟に對する國家の統制が進展するにつれて、各種の事業部門に採用されて來た。

この制度の意圖するところは、周知の如く、低物價と増産との矛盾をそれによつて調和しようとするところにある。即ち昭和十四年八月二十四日、商工省に開催された中央物價委員會聯絡部會（現在は改組されて存在しない）の散會後、池田會長は談話の形式で物價統制實施要綱及び石炭對策を發表したが、その中で次のやうに述べられた。

「……生産又は配給の共同化、人的並びに物的資源の融通、能率高き設備の集中的利用等により、經營の合理化並びに能率の統制及び増進を図ることが必要であつて、又プール平準價格制を採用して生産増大の要求と、低物價政策の要求とを極力合致せしめることが望ましい云々……」と。

然らばプール平準價格制は實際はどのやうな場合に採用されるのであるか。再び池田會長の談話を借用して説明に代へよう。

「プール平準價格制は生産費に相當差異あり、且つその高生産費の生産力まで活用する必要ある場合にこれを採用するのであつて、戦時經濟運行上重要と認められる重要産業にして、自然條件によりその生産費は相當差異ある場合、内地に同種又は關係品の生産ある品にして、内外品の原價に相當差異ある場合、經營規模の大小その他人為的條件により生産輸入費に相當差異ある場合であつて、當該産業に對してプール平準價格制を採用するを戦時經濟運行上に必要とする場合がこれに該當するのである。」

かうした言葉によつて明かな如く、プール平準價格制度は、要するに、戦時經濟の運行

上缺くことを得ない重要産業部門の内部において、個々の企業間の生産費に相當の差異があり、高生産費のものまでも活用しなければならぬ場合に、そして、戦時經濟の運営上是非とも堅持を必要とする基本的政策としての低物價政策等が、當該生産部門における生産力擴充と牴觸する場合、この間の矛盾を調整する目的を以て採用されたのである。

が、しかし、プール平準價格制そのものは、何も統制經濟に個有な制度でもなければ、統制經濟が始まつてから俄かに案出せられた制度でもない。一般的な意味においてのプール價格制の歴史はカルテルの成立と共に始まり、それはカルテルの發展と共に發展し來つたものなのである。尤も、わたくしがここで問題としようとしてゐるプール價格制の意圖するところは、所謂カルテル價格對策のそれとは質的に異つてゐる。しかし、このことは兩者が相互に無關係な存在であることを證明するなんらの理由ともなり得ない。現在のプール價格制は、むしろカルテル價格の發展として理解されるときにのみ、その真相において把握され得るのである。

今日カルテルは昔のまゝの姿では存在を許されなくなつてゐる。カルテル自身が、かや

うに質的轉換を餘儀なくされるに至つたと同時に、且つ、それと同じ事情に規定されてカルテル價格もまた對應的な質的轉換を遂げざるを得なかつた。かくて成立したものが即ち今次のプール價格制なのである。しかも、それはカルテル自體の自然的な内面的發展の要求に基づくものでなくて、實は國家の要請に基づいたものであることに、わたくしどもは留意しなければならない。

カルテルは、周知のやうに、資本主義が獨占資本主義へ高度化する發展の過程において現れた一現象である。そして謂ふところの價格カルテルの價格統制の意圖するところは、獨占價格の達成であり、最高利潤の實現であつた。従つてその價格は、獨占的地位を利用する最高利潤の實現にあつたから、社會全體の、國家の利益と調和を缺く場合がしばしばあつたのである。

しかし、個々の企業の自由な活動を許す諸條件が既に失はれ、全體への協力を要請する諸條件が発生した今日では、カルテル自らも亦變質をとげなければならなかつた。カルテルはカルテルとしての自律的な活動を禁壓され、國家目的への奉仕が強力に要請されるに

至つた。それと共にカルテルの價格政策の基本觀念もまた變更を餘儀なくされ、獨占價格政策の放棄に代つて、低物價の維持と生産力増強の同時的遂行の使命が課せられるに至つた。今次プール價格制の特殊な歴史的意義は正にこゝに存在するのである。

プール價格制の歴史的必然性

以上述べた如く、プール價格制はカルテル自體の變質に伴つて變質せしめられたカルテル價格統制であるが、この變質を要求した原因は、わが産業再編成の現段階的特質の中にこれを求められよう。そして、それを更に掘り下げて行くなれば、わが資本主義經濟そのもの、構造的特質にこれを求めることが出来るであらう。

わが資本主義經濟は、その發達の特殊性から、今日なほ封建的殘滓が或る程度まで残つてゐることは周知のところである。それは明治維新の改革の重點が政治にあつて、經濟の變革はむしろ從屬的なものであつたことに基因するのである。勿論、かう云つたからとて、當時既に發達しつゝあつた商業資本主義が、封建制度の桎梏の打破を要求して居つたことを否定しようとするのではない。

それはともかくとして、御維新の政治の變革は封建制度を廢し、中央集權的な組織を確立するに至つたが、經濟の變化は、政治にみられたやうに、從來の制度を根柢から變革し、その上に、それに代つて新しい制度を確立したのではなかつた。從來の制度を殘存せしめつゝ、その上に新しい資本主義制度を植ゑつけたのである。しかもわが資本主義制度は國家によつて用意された温床の上に、手厚く保護され、哺育的に助成されたのであつた。勿論このことは、從來の經濟機構を動搖せしめはじめた。しかし新しい資本主義産業の出現は從來の經濟機構を根本的に否定するものではなく、むしろそれを據點とするものであつた。斯様にして、わが國の資本主義制度は封建的な農業と零細な中小工業を下部組織として、その上に發達したものであることを知るのである。

しかもこの封建的な殘滓は、今日に至るまで止揚されることなくして止まつてゐる。それは工業の部面についてみても明かなやうに、中小工業が現代の資本主義經濟においても、それ自身本質的な存在理由をもつて居つたからである。即ち、中小工業の多くは生産の全行程を負擔せず、加工行程のみを負擔する場合が多いから、原料品生産を擔當する近代的

資本主義企業との關聯において、また巧みに低賃銀を利用する點において、存在理由を有したのである。

ところでわが國は、事變の長期化につれ、殊に歐洲大戰の勃發、三國同盟締結以來の國際情勢緊迫化と共に、英・米の經濟的壓迫が加重されるに至つて、從來の英・米依存主義を一擲し、高度國防國家の建設に邁進せねばならなくなつた。わが國の産業の鍵鑰をなしたものは、周知の如く、後進資本主義國の常として輕工業であり、これを輸出することによつて重化學工業製品を輸入してゐたため、産業の編成替を急速に實現する必要に迫られた。かくて平和産業部門の犠牲において軍需關係産業の擴充が計畫され、これに伴ひ企業の整理合同が要求されたのであつた。しかも軍需産業の内部にあつても、資金・勞力・資材の調達が困難となると共に重點主義が採用され、中小企業は整理統合される氣運に立到つた。別言するならば、事變處理と國防國家の建設は重化學工業を中心とする資本主義經濟の一層の高度化を要求したのである。

云ふまでもなく、低價の維持と生産の増加とを同時的に遂行しようとするならば、低

コストにして高能率の企業へ生産を集中し、その設備を擴充することが最良の方法であらう。しかし、このことを要求した同じ事情が、中小工業の徹底的な整理統合の促進を阻止したのであつた。と云ふのは、わが國における中小工業の國民經濟中において占める地位は前記の理由によつて極めて重要であり、殊に事變直後に採用された急速な軍需産業擴充政策は、却つて新に中小企業を簇生せしめ、中小企業への依存度を一層高めしめるに至つたからである。即ち、わが國においては、中小工業の生産額は工業生産額の實に三割以上を占め、輸出においては六割以上を占めてゐた。それ故、これを徹底的に整理するときは、一時的には、かなりの生産低下を免れない。かくて勞力・資材の不足が設備の急速な擴充を不可能にし、他方物資の需給が逼迫してゐる今日では、高能率企業の増産にのみ依存することが許されず、高コストの中小企業をも動員して、可及的速に物資の供給を増大しなければならぬと云ふ事情にあつたのである。

されば、經濟新體制要綱において、中小企業の「維持困難なる場合においては自主的に整理統合せしめ、且つその圓滑なる轉業を助成する」を原則としたが同時にまた「中小企

業はこれを維持育成する」旨を宣明しなければならなかつたのである。茲においてか、高コストの生産を維持しつつ、インフレーションの發現を防ぐために、價格の昂騰を抑へなければならぬと云ふ事情のうちに、まさに低コスト製品と高コスト製品とをプールにするプール平準價格採用の歴史的必然性が成立するのである。

石炭にみるプール價格制

プール價格制が最初に實施されたのは石炭部門である。また、それは典型的なものであるから、茲に日本石炭の例を掲げてプール價格性の具體的な構造を示すこととする。

周知の如く、炭價は昭和十三年九月一日以降釘つけされて來たが、昭和石炭と昭和系以外のアウトサイダー炭との間には、等質の石炭についてさへも相當大幅な値開きがあつた。しかも昭和系以外のアウトサイダーは中小炭礦であるために生産費が高く、これを直ちに昭和系炭價に引下げることが不可能であつたので、こゝにプール制價格の採用となつたものである。

即ち、日本石炭では全國各炭礦の生産費プラス適正利潤を基準とした價格で買取り、こ

の總額をプール計算に附し、品質及び規格に應じて販賣するものであるから、日炭販賣建値は昭和系及びアウトサイダーの價格を平準化したものとなるわけである。そして、兩者の出炭量はほぼ三對二と昭和系の方がやや多いため、従來の價格に比すれば、昭和系は尙當り約一圓の値上りに止まり、逆にアウトサイダー系の石炭價格は公定價の存在しなかつた極端な價格のものを除いて約一圓五十錢見當の値下りとなつたのである。その結果、セメントその他の諸産業における一般用炭の昭和系及びアウトサイダー系炭の使用割合はほぼ半々程度、中小産業にあつては大部分がアウトサイダー炭を使用してゐるから、この方面には好影響をもたらすことゝなつた。しかし、生産力擴充に向けられる製鐵用その他の原料炭、瓦斯發生爐用炭については政策的考慮を拂ひ、その價格は据置とされてゐるのである。

他方、炭價の大部分を構成する運賃についても、プール計算法を採用した結果、同一地區内においては灰分・カロリーなど同一品位の石炭は九州炭、北海炭を問はず、すべての價格となつてゐるわけだ。

石炭プール價格制の構成を更に石炭特別部會で答申した昭和十五年下半期における日炭

の「買入販賣價格設定基本要綱」について見れば、左の如くである。

一、買入價格

- (1) 買入價格は燃料局において作成した石炭標準規格（これは十四年十月一日施行された石炭品位取締規定によるもので、カロリー及び灰分の差によつて炭田別に特一級より十六乃至二十級、更に等外に細分したものである）による。
- (2) 一般用炭についてはその規格作製に當り、昭和系一級品位を標準として一級炭の規格を定め、これを規準とした事情に鑑み、現行昭和系石炭の最高規準價格における一級炭の價格を新規規格における一級炭の價格とし、これを基準として等級制の價格（標準炭價）を決定すること。
- (3) 原料用炭及び瓦斯發生爐用炭についてはその炭質及び需給状態に鑑み、當該石炭の一般用炭としての標準炭價より低くない標準炭價を決定すること。
- (4) 無煙炭及び燐炭については概ね現在題表價格を基準として買入價格を決定すること。
- (5) 昭和系石炭は概ね標準炭價をもつて買入價格となし、その他の石炭については現在

の昭和系の價格との値差を參酌し、妥當と認められる額を加算した價格をもつて買入價格となすこと。（この加算額はトン當り大體三圓見當とみられてゐる。）

- (6) 以上により算出した價格と生産費の適正基準を加算して額を比較し、考慮を要するものについては買入補償金の限度内において妥當と認められる額を加算した價格を以て買入價格となすこと。（交付せらるゝ買入補償金はトン平均一圓四十錢）
- (7) 昭和十五年十一月一日以降新に出炭をみた炭坑の生産炭については原則として標準炭價を以て買入價格となすこと。
- (8) 輸入炭、移入炭については原則として内地同盟價案のC・I・F販賣價格（會社手数料及びプール平準割當金を除く）を以て買入價格となし特別に考慮するものについては別に決定すること。

二、販賣價格

- (1) 販賣價格は買入價格の設定に用ひた石炭標準價格によりこれを設定すること。
- (2) 販賣價格は買入豫定石炭の總價格をプールして算出したものに會社の手數料（トン

當り九錢)及びプール平準割當料(トン當り二十錢)を加算してこれを決定すること。
 (3) 原料用炭及び瓦斯發生爐用炭(原料用または瓦斯發生爐用として配給されるものに
 限る)の販賣価格は現在販賣価格の水準において決定すること。

昭和十六年度上半期(四—九月)における石炭買入・販賣價格設定基本要綱は十六年
 三月二十日の價格形成中央委員會において決定された。大體において前年下半期のそれが
 踏襲せられることとなつたが、ただ次の理由から若干の改正が行はれた。即ち業者の炭價
 是正の要望は洵に無理からぬところであつたので、價格の引上は低物價政策堅持の建前か
 ら今回は留保されたとは云へ、それに代つて十六年度上期における炭價決定の根本方針に
 當つては可及的に炭價政策を合理的ならしめ、これによつて増産の實效を期する目的を以
 て、買入價格においては、國庫補償金を増額(昨年より六千五百萬圓の増額)して、高級
 炭についてその買入限度を重點主義的に引上げ、石炭品位取締規則第四條に規定せられた
 粗悪炭例へば九州、北海炭四千五百カロリー以下、灰分四十五%以下の石炭についてはプ
 ール計算より除外し、また販賣價格においては、従來上級炭と下級炭との間の格差が少か

つたのを改めて、炭質に應じて價格を合理的に調整、また規定以下の低品位炭はプールよ
 り除外して用途別販賣價格を設定する等の諸點が加味せられた。

プール價格制への批判

しかしながら、プール平準價格制がよくインフレーションの發現を抑壓しつゝ、増産と
 低物價政策を同時に遂行する一石二鳥の妙案として期待せられた効果を發揮し得るかど
 うかについては、疑問の存するところである。

プール價格制のもつ缺陷として一般に指摘せられてゐるのは次のやうな諸點であらう。
 即ちこの制度の實施を徹底化するときはむしろ増産の障碍となり、價格引下げの効果に
 ついても期待出来ない。何故ならプール制は技術を改善し、經營を合理化してコストを低
 下させれば買入價格を低下せしめ、低コスト高能率企業の利潤を抑制するから、これら優
 秀企業の積極性を阻害するばかりでなく、高コストのものに對しても一定の利潤を確保す
 るから、企業能率の改善に對する熱意と興味を失はしめるものであると云ふのである。
 政府もこの點を洞察し、高能率のものを優遇することによつてこの矛盾を解決しようと

してゐる。實際問題としても、例へば北支炭に對して實施されることとなつたプール價格制にみられるやうな對策を講ずるならば、斯様な非難は緩和し得られよう。それは次のやうな對策である。

(一) 原料炭の飛躍的増産を圖るため、炭種別の出炭割當を行ふと共に、原料炭に對しては資材・勞力を優先的に供給する。

(二) 生産者の創意と工夫による生産費の低下に伴ふ買上價格と生産費とのマージンは生産者の手取とする。

(三) 優良炭礦に對しプール平衡資金より奨励金を交付する。

プール價格に對する他の非難は手續が煩雜であり、代金の清算が遅延するため、生産資金に支障を來たと云ふ點である。殊にこれは石炭の場合に痛切に感ぜられたところであつた。周知のやうに、石炭の種類が非常に多數に上つてゐるので、規格別に買取値段を決定し、販賣業者と日本石炭との間で差金決済をするためには、非常に手續が煩雜となる。従つて、清算が遅れがちとなつたため、業者側から非難があつたのであつた。殊にそれは

石炭のプール平準價格實施の基準がF・O・Bとなつてゐたことに原因があつた。と云ふのは、沖渡し以後の運賃、諸掛が公定されてをらなかつた關係から、生産者と最終需要者との間に代金決済が不可能となり、炭礦業者は生産資金の手當難に遭遇したのである。例へば、互助會の如きは日本石炭、興銀、三井、三菱、住友等より總額四百萬圓程の融資を仰ぎ、生産資金に廻したと云ふ状態であつたのである。

しかしながら、かやうな缺陷を以てプール價格制そのものゝ本質的な缺陷とし、プール價格制そのものを非難することは失當であらう。非難さるべきものは手續きの問題であつて、プール價格制自體ではない。手續は研究と熟練とによつて或る程度の簡易化が實現され得ない性質のものではないからである。

凡そ統制經濟の運営に當つては、常にさうした手續き上の煩雜さは或る程度避け得られない性質のものであらう。しかし、このことは統制經濟にとつては人間の嗜好が統制經濟の歴史的必然性とは無關係であると同じ意味において、無關係なのである。

それ故、プール價格制への批判の重點は、斯様な末梢的な點に置かるべきものでない。

プール價格制は曩にも述べたやうな歴史的背景の下に出現した歴史的意義をもつものであるが、それはまた、わが資本主義經濟の特殊性によつて規定された過渡的な對策としての意義しか持ち得ないものでもある。それは、前述のやうに低物價の同時的遂行のために採用された手段であるが、同時にそれ自身のうちにこれを否定する原因をもつてゐるのだ。即ち低能率高コストの中小企業存在を庇護し、資本主義の高度化を阻害すると云ふ點に低物價と増産に對するその限界性が認められるのである。かくて高度國防國家建設の原理に規定されるわが産業政策の動向は、好むと好まざるに拘らず、また意識すると意識せざるとに拘らず、この限界を乗り越えて、企業の整理統合に進まねばならぬ必然性を背負はされてゐるのである。今や既定方針通り中小企業の整理統合が、飽くまで推進せしめられることになつたのも、實にこゝに原因があるのである。

二重價格

物價統制の進行とともにプール價格制を採用せざるを得ない部門の發生したことは前節

に述べた。これから説明しようとする二重價格制も亦、低物價政策遂行途上の隨伴現象であるといへる。

現に、二重價格制の實施されてゐるのは國民の主食品たる米についてである。政府は實質上一石につき約五十圓見當で農家からその産米を買上げて、管理米とする。そして、その管理米を一般消費者たる國民に販賣するに當つては、約五十圓の買上げ價格を標準とせず、従來、四十三圓で買上げてゐた當時のまゝの低い値段でこれを賣るのである。即ち買上價格と賣渡値段との間に、利益や手数料などを全然度外視して、損失を覺悟で、政策的に開きをつけ、二通りの價格を公然と認めるわけだ。これが二重價格である。もちろん、高く買つて安く賣るのであるから損失を招く。それは、國庫の負擔とする建前なのである。いま、現に政府は實質上一石五十圓見當の價格で米を買上げると云つたが、それは詳しく云へば次のやうな意味なのである。

——政府では、昭和十五年の産米までは一石につき四十三圓を標準最高米價として、農家から買入れ、それと大體、收支相償ふ價格で政府米を拂下げてゐた。しかし、一石四十

三圓で買上げられたのでは、勞力不足、肥料價格の騰貴などさまざまな原因のために、農家は到底、生産費を償ひ得ない事情が発生した。放任すれば、産米の量は減つてしまふ。しかし、國民の主食物たる産米を、戦時下に減少せしむるのは重大問題である。そこで、生産減を防止し、さらに増産せしむるためには、どうしても四十三圓以上の價格で産米を買上げねばならぬ。即ち、政府は、昭和十六年八月十四日の閣議で次のやうな決定をした。

一、標準最高米價は現行四十三圓を据置くこと
 二、政府買入價格は公定米價よりも一圓高とすること

三、生産奨励金は一石當り五圓とし、生産奨励の見地から専ら耕作農民の政府供出管理米に對し交付すること

四、消費者に對する販賣價格は現在の程度に据置くこと

その他、米の銘柄格差を縮少して幾分か生産者に有利にすること。これを要するに、政府は管理米の買入れに當つては、公定價格を一圓引上げ、生産奨励金を五圓交付して合計六圓、格差縮少でさらに若干を加へ、從來の四十三圓が實際において一石につき五十圓見

當となるやうにしたのである。しかも、販賣は四十三圓規準なのだ。二種の公定價格が制定されたわけなのである。一石五十圓と云はなくとも、一圓引上げて四十四圓の買入値と、四十三圓標準の販賣値ではやはり立派な二重價格であるが、實際は一石五十圓の買上價格と考へてよいのであるから、これをとつて、私は販賣價格の四十三圓標準と對比し、二重價格と云つたわけである。

何故、それでは消費者には依然として買入價格以下の安い價格で賣るかである。これは、米價は諸物價の基準といはれるほどで、國民生活の根本と不離の關係にあり、低物價政策の基準とされるからだ。政府が米を高く賣つておいて、他の物價を低位に釘つけようとしても、それは出来ない相談だからである。

このやうに、低物價政策のもとにおいて、一定の生産量を確保し、或は増産を望みながら、それが消費者の手に渡る時には、低物價政策に牴觸せぬようとの政策的用意から、二重價格制は採用されるものなのである。むろん、他の種の經濟政策の必要から二重價格制は採用される場合もある。しかし、わが國で現に行はれつゝある米價のその如き、明か

に低物價と増産とを調和せしむるための政策的必要から生れてゐるのである。

増税と物價

今はまさに世界を擧げての増税時代である。わが國でも、事變以來すでに數次の増税を斷行してゐる。その増税と物價との關係について、こゝで書いておくことは、無益であるまゝ。

そこで、先づ知つておかねばならぬのは、租税の轉嫁といふことである。

租税の轉嫁とは、納税者が一旦納入した租税の負擔を他人に移してしまひ、他人からこれを回収することだ。例へば、商人や製造業者などが、一旦納めた税金を、物品の販賣價格の引上げなどの方法によつて、他人——この場合は消費者——から回収するが如きはその適例である。

轉嫁には三種ある。第一は前轉と云つて、取引上の後者——需要者、借手、買手など——の負擔に轉ずるのがそれだ。第二は後轉と云つて、第一の場合とは反對に、取引上の前

者——供給者、貸手、賣手など——に轉嫁するもの。第三は消轉と呼ばれるもので、誰の負擔にもならぬ場合だ。と、聞かされただけでは諒解がゆかぬであらうが、税金を課せられることが刺戟となつて、生産者などが一層努力し、生産費の切下げに成功し、その結果、税金を拂つてもなほ従來の價格で製品を販賣し得るが如き場合である。

さて、増税されてそれが物價と至大の關係をもつのは、普通には間接税（消費税など）の場合である。この場合、稅負擔の消費者への轉嫁を許すとすれば、増税分だけ物價は引上げられなければならぬ。例へば、一石につき三十圓の割合で、酒が増税され、その消費者への轉嫁が認められれば、酒の價格は従來に比し一石につき三十圓だけ引上げられ、消費者は高い酒を飲まされるといふ工合である。

それ故、増稅負擔をどの方向に轉嫁させるかは、物價と密接な關係がある。そして、それは、政策的に決定されなければならぬことなのだ。

わが國では、最近には第七十七議會（東條内閣成立直後の臨時議會）で間接税の増税が協賛濟となり、既に昭和十六年十二月一日から、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、

遊興税、入場税、通行税、建築税、骨牌税、印紙税の十種目が増税された。その増税額は昭和十六年度だけで一億七千萬圓、平年度六億三千万圓に上る筈である。この増税額は、これらの課税対象とされた物品の價格に影響し、引上げの原因となるが、政府はこの増税の目的を浮動購買力の吸集と消費規正においた關係から、増税部分を消費者へ轉嫁させる方針を採つた。現に、物品税増徴に伴ひ公定價格は改訂されてゐる。わたくしたちは政府のこの措置が、インフレ防止、消費節約なる二大戦時經濟的要請に基づくものである點を深く省察し、低物價政策と一見矛盾するかに見えて、實は然らざる所以を正確に認識し、日常生活の中にその趣旨を生かさねばならぬ。

低物價と生産擴充

次は低物價政策のもとにおける生産擴充、即ち増産の問題である。

——戦時下における種々の惡條件を忍んで生産を確保しても、製品價格を低物價政策で抑制されては、企業は採算がとれない、この採算割れ若くは採算低下は、肝腎な生産擴充

を阻害するものである、かくては戦時經濟そのもの、破綻を招來する危険がある、よろしく低物價政策を再検討すべし……と、いふ議論が一時盛んに行はれたことがあつた。昭和十四年冬の石炭不足問題を契機に、殊に財界方面にその要望が強かつた。この論理は、價格を引上げれば増産となるといふ全くの自由經濟的論理であつて、ストックがあつて値段を引上げれば自由に原材料は得られ、勞務も確保出来るやうな状態のもとにおいてならば、一理も二理もある議論であつた。

しかしながら、現在は統制經濟が強力に遂行されなければならぬ時代である。事實、また、値段を引上げれば自由にその方に流れて行くだけ物資に餘裕のある時代でもない。それに無制限に高値を追つて如何なる事業へでも物資を流すべき時代でもない。限りある物資や勞力の効率を、國家的要請に基づいて最大ならしむるやうに活用すべき時代である。

このやうに考へて來ると、増産のために低物價を犠牲にしても効果のないことがよく解る。今日は是が非でも、低物價と増産といふ自由經濟的には二律背反に見える二つの要請を、調和させて行かねばならぬ。

然らば、低物價政策と生産擴充を調和させ、戰時經濟の要請に應へるためには、如何なる方策を採るべきであらうか？

この問題に答へて採用される方式は大體次の二つだ。

一は補助金政策である。

二は企業自體の新なる合理化である。

石炭、鐵鋼、肥料などの諸部門では、既に補助金政策が採用されつゝある。が、しかし、補助金は國費のそれだけの膨脹を意味する。濫用すればインフレの原因となること勿論である。そこで、どうしても企業自體の新合理化が必要とされることになるのである。これによつて生産費を低下し、資材勞力の効率を昂揚し、低物價のもとにおいても十分その採算の可能なる増産への道を拓かねばならぬ。

低物價と新合理化運動

ところで、このやうな合理化は必ずしも今日に始まつたことではない。何時の時代で

も凡そ産業に従事するほどの者であれば、その合理化に留意せざる者はない筈である。勿論、景氣の好悪によつて、合理化に對する熱意に厚薄の差はあらう。しかし、無駄を排除し、能率を昂揚せしめてコスト低下を企圖する根本方針については、自由經濟時代と統制經濟時代とによつて、些の變化あるべきいはれない。

それを、何故、わたくしが敢て新合理化と呼び、新の一字を冠するか。自由經濟時代の合理化と、今日のそれとの間には、その時代的意義において全く雲泥の差異が存するからである。その差異を正確に把握してこそ、新合理化も圓滑に推進せしめ得るからである。

周知の通り、わたくしたちが嘗て見聞した昭和三、四年ごろの産業合理化は、第一次世界大戰景氣につゞく反動として結果されたいはゆる過剰生産恐慌對策としてのそれであつた。假りにこれを舊合理化と呼ぶならば、その性格は……

(イ) 生産コストを引下げて利潤の増大を齎らさんことを目的に、勞働能率増進と商品規格統一により、生産過程における技術的合理化を狙つたこと。

(ロ) 企業利潤の向上を圖るために競争を排除し、獨占形態を整備していはゆる組織上

の合理化を企圖したこと。
 これらの二點が舊合理化の特質であつた。その主眼は、飽くまで私的な企業利潤の確保増大にあつたわけだ。(そして、獨占形態の整備と共に利潤は増大し、それが生産への刺激となつて生産設備の擴張には成功したが、新なる商品需要の開拓がこれに伴はなかつたために、再び過剰生産による不況の深刻化を見て、舊合理化が失敗に歸したことは周知に屬する。)

ところが、當面の合理化運動は、全くこれとは反對に、生産不足を克服せんとする要請に基づくものであり、増産によつて公益を増進すべき使命のもとに遂行されなければならぬのである。目的は國家全體の利益増大にある。私益は公益を増進することによつて、始めてその枠内において認容されるものでなければならぬ。これを新合理化と呼んで、その全體主義的目標を高く掲げ、舊合理化の個人主義的色調と截然區別する所以である。

この新なる合理化を全面的に推進せしめてこそ、低物價のもとになほよく増産は期待すべきである。

低物價政策の歴史的意義

今や、國を舉つて新合理化の運動が強行されんとしつゝある。産業の再編成もまたこの新合理化の遂行に、道を開拓せんとするものなのである。愈々活潑に遂行されようとしつゝある企業の整理合同も、それは飽くまで高能率企業の一層の強化を狙ひ、設備技術重點主義によつて、低物價政策のもとに所要の生産擴充を遂行しようとしつゝあるのである。換言すれば、低物價政策の強大な壓力によつて、價格引上による採算好化の夢を一擲したればこそ、始めて内部的な産業の新合理化は遂行の途にいたのである。

思へば、低物價政策は、その施行以來、さまざまな批判の對象とされて來た。が、しかし、この政策が終始一貫して堅持されたればこそ、新合理化運動は澎湃として起り、産業の再編成は一段と促進されてゆく。わが國民經濟の生産性を昂揚すべき推進力となつたものは、實に低物價政策であると云つても、著しく過言ではないであらう。

わたくしは、これを低物價政策の歴史的意義と呼び、その偉大さを指摘したいと思ふの

第三篇 統制強化と國民生活

である。

第一章 財政資金の増大

世界轉換の大道

時は來た！

八紘爲宇のおほみいくさは、昭和十六年十二月八日、長くもおほみことのりを拜して勝鬨たかく開始された。亞細亞を亞細亞人の手に歸へすべく、傳統三千年の名譽をかけて、大和民族が歴史創造の總進軍は、廣袤萬里の荒波を蹴つて、今まさに雄々しくたけき行動となつてゐるのである。

しかも、緒戦における相つぐ赫々の戦果！

勝利はわが方にあつて、敗衄は彼らに在る。

世界をあげて今こそ大きな轉換期に臨んでゐるのである。過去における凡ゆる人類の努

力は、すべて今日この日のためのものであつたと考へなければならぬ。同じ意味合から、今日の營爲の悉くは世界が一大旋回を遂げて新しい秩序が建設される場合、わが國の發言權に至大な關係をもつものと思はなければならぬ。千載一遇とは實にこのやうな時期を稱してこそ言葉に重量感が生れるのであらう。

わが國の財政經濟が、惹いては國民生活が、物みな旋回し轉變するこの秋に、ひとり例外であり得るはずは無論ない。そこで、當然問題となるのはその動向である。わが國の財政經濟は、今後どのやうな方向を走つて、その相貌を變化せしめてゆくであらうか？そして、その生活への影響はどのやうなものであらうか？ 何よりも、この偉大なる推移に直面して、わたくしども國民の志向と覺悟とは、どのやうに在るべきであらうか？

わたくしは、此處で、こゝろ靜かに財政經濟のうつりゆく姿を見透し、これに對處して誤らざる國民生活の心構へに資したいと想ふ。

健全財政より建設財政へ

先づ財政の面から検討して今後におけるその動向を豫測するとしよう。

財政金融基本方策要綱にも謳はれてゐるやうに、わが國の財政における從來の一般會計制度は、「性質の全く異なる各種の支出を包含し」資産を構成するが如き經費も、純然たる消耗を意味する經費も、一律一體に合計して、總額の大小を示し得たものに過ぎなかつた。だから、それを比較して見ても、その無意味さは、今さら指摘するまでもないのである。が、順序として一應財政の本體たる一般會計歳出豫算の推移を示すならばA表となる。

(A表) 一般會計歳出連年比較 (單位圓)

昭和六年	一、四七六、八七五、二四三
" 七年	一、九五〇、一四〇、六〇七
" 八年	二、二五四、六六二、二〇九
" 九年	二、一六三、〇〇三、八八四
" 十年	二、二〇六、四七七、九一六
" 十一年	二、二八二、一七五、七七三
" 十二年	二、七〇九、一五七、四六三

十三年	三、五五〇、八二七、二六七
十四年	四、八〇四、五四三、五二七
十五年	六、〇九七、三三一、四三四
十六年	六、八六三、二六一、二一〇
十七年	六、二一二、六八六、〇〇〇（概算）

かくて、嘗つては國民經濟の一隅に、いともつゝましい姿を藉りて寄宿してゐた形のはゆる參加財政は、今や、國民經濟の全面に大きく投影しつゝ、次第に發言權を強大化し、形の上では謂ふところの統制財政にまで進んで來たのである。

しかしながら、従來の財政は、なんと云つても、國民經濟全體の運営と、明確な關聯性を持つて計畫的に推し進められて來たものではなかつた。統制財政には名實不一致の箇所があつたのである。このことは、従來の會計制度や豫算制度が國民經濟の生産、消費、分配等のすべての部面とは殆んど没交渉の地位に超然とし、財政の中心たる豫算が僅かに公債消化力といふ狹隘な一筋道を通してのみ、國民經濟の金融面と關聯をもちつゞけて來たに過ぎなかつた事實を指摘すれば、もはやそれ以上の説明は必要ないであらう。

ところが、先般の基本方策にも闡明された通り、國家資金力（大雜把に國民所得と解釋してもよからう）は財政資金、産業資金（生産擴充資金）、國民消費資金の三者に計畫的に配分され、それが快調のリズムを奏で、こそ、國民經濟全體としての生産性は昂揚され得る道理なのである。

それ故、今後のわが財政は、國民經濟全體の計畫的運行を可能ならしめ、推進せしめ得るやうな關係において、國民經濟と一體化されて運営されて行くことになつた。まさに新なる建設のための財政——建設財政のスタートである。そのためには、當然、政治は經濟に比して優位しなければならなくなるであらう。と、言ふ意味は、大所高所よりする國策が政治の分野において先づ畫定され、その國策を實踐すべき方途において所要の財政資金と、産業資金とが優先的に決定され、その殘額としての國民所得のある部分が、初めて國民の消費生活資金とされるであらうからだ。この順序は、經濟が政治に優位した従來のそれは全く逆である。試みに、昨日までを振返つて見よう。國民の自由意志に立つ生活上の消費が、先づ何ものにも立まさつてゐた結果、國民消費資金が第一次的に決定された。

そして、その残額が利潤率の高下を追つて産業分野に流れ、結局、最後に残された若干の資金が公債消化の筋道を通じて、澁々ながら財政資金化されてゐたではないか……。

茲まで云へば、後は自ら明白だ。決戦態勢の強化につれて、財政資金と産業資金との需要額が増加してゆくであらう今後にあつては、國民生活の消費資金はより、壓縮されざるを得ない。

それでは、どの程度に壓縮されるであらうか？

詳細な數字は勿論わからない。

しかしながら、これを推測する一つの鍵は與へられてゐるのである。

鍵とは？

今後の財政資金が凡そどれほどの數字に上るであらうかの測定である。それには、昭和十七年度の豫算を考へれば、つゞく年度のそれは大體の見透しがつくであらう。

昭和十七年度豫算の規模

前節に表示したやうに、昭和十六年度の一般會計當初豫算は六十八億六千三百餘萬圓、それに兩三次の追加豫算が加つて合計八十五億一千四百萬圓。他方、臨時軍事費は追加豫算全部を合計して百二十四億八千萬圓。兩者を合せて昭和十六年度豫算は二百九億九千萬圓であつた。

ところで、十七年度豫算は、初め次のやうな方針で編成に着手された。

- (イ) 新規経費は緊急已むを得ざる國策遂行の経費に限る
- (ロ) 右の觀點よりする既定経費の徹底的削減
- (ハ) 豫算と資金、勞務、物資動員計畫との一致（これは前段に述べた財政と國民經濟との一體化を顯現するもの）
- (ニ) 軍事費以外の重要政策費の閣議先議（これは前述した政治の經濟に對する優位の具體化）

然るに、途中、大東亞戦争の開始となつたので、さらに一段と節減の方針を強化し、既定経費においても一應九千五百萬圓餘の削減を行ひ、新規要求は一切これを認めず、また

陸海軍の経費は本省及び若干の特殊な経費以外はすべてこれを臨時軍事費特別會計に計上することとして、一般會計歳出六十二億一千二百萬圓の豫算が編成された。

各省別歳出概算

所管別	十七年度		十六年度		比較
	百萬圓	百萬圓	百萬圓	百萬圓	
皇室費	四・五	四・五	四・五	四・五	—
外務省	七六	七〇	七〇	七〇	六
内務省	七五七	五九七	五九七	五九七	一六〇
大藏省	三、五七四	二、一三五	二、一三五	二、一三五	一、四三九
陸軍省	二一	一、三八七	一、三八七	一、三八七	△一、三六六
海軍省	一三	一、二四一	一、二四一	一、二四一	△一、二二八
司法省	六五	六一	六一	六一	四
文部省	二六五	二一三	二一三	二一三	五二
農林省	四五四	二二八	二二八	二二八	二二六
農工省	二九四	一九六	一九六	一九六	九八
逓信省	四三七	四六六	四六六	四六六	△二九

右表のごとく、十七年度の一般會計では、陸軍省・海軍省の兩省豫算が著減してゐる。即ち兩省併せて三千四百萬圓しか計上されてゐない結果、十六年度豫算に較べて陸軍省が十三億六千六百萬圓、海軍省が十二億二千八百萬圓の減少になつたのである。

今後の財政では、一般會計の兩省豫算は、本省費および若干の特殊経費のみに限り計上することになつた。いまも述べた通りこれまで一般會計に計上せる出征部隊艦船費等の経費は、もはや現下の事態では、臨時軍事費と區別することが困難となつたので、本省費のやうな経費を除いて、一切を軍事費特別會計に移管することになつたのである。こんな關係で、一般會計は六億五千萬圓を減少することになつたわけだ。

いままでの財政では、一般會計が一切の基本であつた。經常費も臨時費も、軍事費も文治費も、すべて一般會計の中に盛られてゐたものだが、今度からは、一般會計のうち、軍

拓務省	五七	八〇	△	二三
厚生省	一八九	一七九	—	一〇
計	六、二二二	六、八六三	△	六五一

事費は殆んどすべて臨軍會計の方に移管されてしまふのである。それだけに臨軍會計が軍事費の全部を賄ふ勘定となつたことは附言するまでもない。

さて、一般會計が六十二億でも、少くとも追加豫算が十五億は計上せらるべきことは前年の例により明かである。一般會計は、結局、八十億圓は超えるだらう。

臨軍會計はどうだらうか。十六年度では百二十五億だつた。月十億である。これを十五億と押へると、臨軍だけで百八十億圓になる。

内輪に考へて、月十億費ふとして百二十億であるが、この外に十六年度までは一般會計に屬して、今度から臨軍會計に移管することになつたものが三十五億はあるだらう。(十六年度では、一般會計の陸海軍兩省の豫算は三十二億五千萬圓)これを合すると十七年度の臨軍會計は百五十五億圓といふことになり、前述の一般會計八十億に合算すれば、二百三十五億圓といふことになる。極くギリ／＼に控へ目にみての勘定にして二百三十五億であるが、まづまづ二百五十億を缺けることはないのではあるまいか。

臨軍の費用が月十五億として計算するときは、二百九十五億ザツト三百億圓といふ勘定

になる。そして、大東亞戦争の悠大なる規模の蔭には、このくらゐな戦費が豫想されるのは、むしろ當然過ぎ、少な過ぎるのである。「校正に際し附記——實際に第七十九議會で協賛濟となつた十七年度豫算は、一般會計八十六億九千八百萬圓、臨時軍事費追加豫算百八十億、兩者合計約二百六十億餘、そのうち重複する部分を除けば合計約二百四十億圓である。」

しかも、かうした財政の膨脹は今後も永くつゞくであらうし、膨脹率も増大するものと思つて然るべきであらう。

國民の一人ひとり悉くが、この財政を背負つて立つ覺悟こそ肝要である。

何故ならば、さきにも述べたやうに、今後は、國家資金(國民所得を大宗とす)のうちから財政資金が先づ優先的に差引かれ、次に産業資金(生擴資金)が割振られ、その最後の殘額が國民消費資金に充當されるであらう。従つて、財政資金の需要が増大し、産業資金(後述)が増需されるなら、國民所得が著しく増加せぬかぎり、國民の消費生活は必然それだけ壓縮されざるを得ない運命に在るわけである。そして、わたくしたち國民は甘ん

じてその消費生活低下に耐へて行くべきである。

租税政策の動向

財政資金が増大すれば、至極當然の結果として國民の租税負擔は増加するものと考へなければならぬ。

國民各自の双肩に財政を擔つて立つ！

税は今後どうなるか……。

この質問に解答すべく、先づ事變以來の増税の経過を回顧しなければならぬ。昭和十二年七月の北支事變勃發以降こんにち（昭和十七年一月現在）に至るまで、既に五回の増税が行はれた。

第一次増税（昭和十二年）

十二年七月事變の突發と共に、政府は一千餘萬圓の豫備金支出を行つて應急處置した。次いで開會された第七十一回臨時議會で、軍事費支辨のため五億七百萬圓の昭和十二年度

追加豫算が提出され、その財源として第一次の増税が行はれた。北支事件特別税法がこれだつた。これは、昭和十二年八月十二日以降十三年八月十一日までの一ヶ年を限る臨時税であつて、

- (イ) 所得特別税
- (ロ) 臨時利得特別税
- (ハ) 利益配當特別税
- (ニ) 公債及社債利子特別税
- (ホ) 物品特別税

右の五種から構成された。その增收見込額はB表の如きものであつた。

(B表) 第一次増税增收額 (單位千圓)

	十二年度	十三年度	計
所得特別税	二七、五八〇	一一、四五七	四〇、〇三〇
第一種	九、五六四	一一、六九〇	二一、二五五

第二種	一、〇七三	七六六	一、八三九
第三種	一六、九四二	一六、九四二	一六、九四二
臨時利得特別税	五、六三二	四、九四九	一〇、五八一
法人臨時利得	四、〇四九	四、九四九	八、九九八
個人臨時利得	一、五八三	一	一、五八三
利益配當特別税	二三、一九六	一五、四六四	三八、六六〇
公債及社債利子特別税	一、三六一	九〇七	二、二六八
物品特別税	八、七七七	一、二二〇	六、九九八
合計	六六、五四八	三四、九九九	一〇一、五四七

わが不擴大方針にも拘らずその後北支事變は支那事變へと擴大された。

第二次増税（昭和十三年）

かくて第七十三議會で四十八億五千萬圓の臨時軍事豫算が可決され、その財源の一部として實施されたのが第二次増税だつた。

この増税の根幹は、いはゆる支那事變特別税法であつて、利益配當税、公債及社債利子

税、通行税、入場税、特別入場税及び物品税の五種が新設され、所得税、法人資本税、砂糖消費税及び取引所税の五種が増税された。その他、臨時利得税法が改正されて増加利得に重課され、戦争成金の發生が税法の上では忌避された。且つ、この支那事變特別税法に伴つて、臨時租税措置法が制定され、重要物資の生産力擴充を目途する税の免・輕減が行はれ、事變を原因とする打撃を救済すべく減税措置が講ぜられたことは注目された。その結果、第二次増税による租税の増（減）收見込は次のC表の如きものとなつた。

(C表) 第二次増税による増(減)收 (單位千圓、△印減)

所得税	一〇四、九四一
第一種	三九、五七五
第二種	六、三四四
第三種	五九、〇二一
地租	△ 七二五
田租	△ 五四九
畑租	△ 一七五

利益配當税	三六、六三七
公債及社債利子税	二、〇七九
通行税	七、九〇六
入場税	九、六三四
特別入場税	一一〇
物品税	五三、二一五
印紙収入	△ 二、九五九
合計	二九〇、三五七

第三次増税（昭和十四年）

皇軍無比の精銳振りは發揮されて南京は落ち、武漢三鎮はわが手に歸した。かくて一面戦争、一面建設の長期持久戦は展開され、第七十四議會は四十六億五百萬圓の軍事費豫算を可決した。その一部財源に充當すべく實施されたのが第三次増税であつた。その目標とするところは、時局の恩波を受けて利得せる産業の税負擔を強課し、併せて奢侈的消費を抑制せんとする點に置かれた。かくて支那事變特別税法が改正され、利益配當税、公債及

營業收益税	△ 一、九六四
法人	△ 七九八
乙種資本利子税	△ 一、一六六
法人資本税	△ 二、九四五
相續税	△ 五一
礦業税	△ 五〇〇
礦産税	△ 一七四
特別礦産税	△ 四一七
特別砂鑛税	△ 九一
砂糖消費税	△ 三二、二四七
織物消費税	△ 五二八
取引所税	△ 八、九七八
臨時利得税	△ 三八、二五四
法人	△ 三二、三九八
個人	△ 五、八五五

社債利子税、清涼飲料税、砂糖消費税及び商品切手に對する印紙税の増課、物品税の擴張、建築税及び遊興税の新設となつた。個人の船舶、鑛業權の讓渡による利得も課税の對象とされることとなつた。増収見込額として發表された金額はD表の如くであつた。

(D表) 第三次増税増収見込額 (單位千圓)

臨時利得税	八〇、八〇四
法人臨時利得税	七二、二三二
税率の引上	四七、一四一
平均利益計算方法改正	二五、〇九一
個人臨時利得税	八、五七二
税率の引上	五、四九六
讓渡利得課税	三、〇七六
利益配當税	八、五五七
公債及社債利子税	七二二
砂糖消費税	一一、五五七

なほ他方において、生擴産業振興の趣旨から法人留保利得に對する所得税の輕減、重要物産製造業に對する所得税及び營業收益税の減免範圍の擴張などが施行された。これによる減収はE表の如くであつた。

(E表) 臨時租税措置による減収見込額 (單位千圓)

最高課税限度改正(所得税)	二、一四九
超過累進所得運用輕減(所得税)	三、〇六二
重要物産製造業免稅範圍擴張	一、四一三
國庫補助金の免稅によるもの	一、一三〇

印紙税	一、〇一一
物品税	五五、八四九
建築税	二、〇一八
遊興飲食税	三七、六七五
合計	二〇〇、四一一

研究費の控除によるもの	三七三
減價償却の特例によるもの	六、〇五七
織物消費税の非課税範囲の擴張	三四九
耕地交換分合に際しての登録税の免除	四五一
合 計	一四、九八四

しかしながら、事變は全く長期建設戦の相貌を呈するに至つた。國際情勢の緊迫化と、もに、高度國防國家の體勢完備は愈々ますます須要性を加ふるにいたつた。かくて、朝野多年の宿題であつた中央地方を通じての根本的税制整理の機は熟した。

第四次増税（昭和十五年）

茲に初めて従來の直接税體系に一大刷新が加へられることとなつた。収益税制度は廢止されて、所得税は原則として個人のそれのみ課せられることとなつた。所得はその種類に応じて分類され、比例税方式を以て課税せらるゝ分類所得税と、一定額以上の大所得に對してのみ累進税方式を以て課税せらるゝ綜合所得税とが併用されるに至つた。また新に法

人税の設置を見て、従來の第一種所得税と法人資本税とは一本に統合されたことは周知に屬しよう。わが税制史に由縁ふかい國税としての地租もこゝに廢止されて、地租、家屋税、營業税の三者は地方の獨立財源に廻された。戸數割の廢止には代つて住民税が登場した。その他、臨時利得税、相續税などの直接税はもちろん、砂糖消費税、酒税、物品税その他凡ゆる間接税についてそれぞれ種々な改正が施行されたが、これらについては讀者が現實に接觸されてゐる筈であるから、詳説を避けよう。たゞ、その増收額が一般會計分六億五千百七十六萬六千圓であつたことを附言して置けばよろしからう。

第五次増税（昭和十六年十二月一日實施）

これは周知の如く浮動購買力吸集と消費規正を眼目として、大東亞戰爭開始直前の第十七臨時議會で協賛濟みとなつた十種目にわたる間接税の増徴である。第二編第五章の「増税と物價」の項でも、すでに觸れたから茲には繰返さない。初年度分の増收約一億七千萬圓、平年度約六億三千萬圓といふ一事を附言するに止めよう。（最近の議會、即ち昭和十七年の第七十九議會には、直接税を中心とする第六次増税が提案され、その増徴額は

平年度十一億數千萬圓、初年度九億數千萬圓に上る。）

納税と國民奉公の擴大

しかも、前述數度の増税にもかかわらず、今後、ますます増税の必要度が昂められて來ることは容易に見透されるところである。

何としても、事變以來のわが増税措置は、政府當局者に「親心」が在りすぎた。不擴大方針的に「増税」を擴大して來た結果、公債は累積された。次の諸表をしてそれを實證せしめよう。(F・G・H・I・J各表参照)

(F表) 軍事費と歳出總額との割合 (單位百萬圓)

昭十二年度	昭十三年度	昭十四年度
軍事費	三、七七六	六、〇一六
歳出總額	五、二四八	七、八二〇
割合	七二・〇	七六・〇
	六、二二三	八、五六三
	七二・〇	

これによると戦費の歳出總額に對する割合は幾分低下しつゝある。が、眼前の國際情勢を以てすれば、この割合は今後上昇するものと見なければならぬ。

(G表) 臨時軍事費特別會計歳入歳出豫算の趨勢 (單位百萬圓)

昭十二年度	昭十三年度	昭十四年度	昭十五年度	昭十六年度	累計
歳出	二、五四〇	四、八五〇	四、六〇五	五、四六〇	二二、三三五
歳入	二、五四〇	四、八八六	四、六〇五	五、四六〇	二二、三三五
公債	二、四三四	四、四五三	三、九二四	四、六七一	一九、四六〇
借入金	三六	—	—	—	三六
一般會計の歳入	—	三一八	五三五	六〇〇	一一、二二三
特別會計の歳入	—	—	—	—	—
其他	二	一〇四	一二七	一六〇	六一八
	六六	一〇	一八	二七	一三二

〔註〕 昭和十三年度分の歳入歳出額が不一致なのは、昭和十二年度分の戦費として三千八百萬圓の一時借入金を計上したが、事實上これを見合せ、十三年度分の公債金に振替計上したた

めである。

即ちG表によれば、事變以來昭和十六年度末までの戦費は二百二十三億三千五百餘萬圓、これが財源に充當すべき公債は百九十四億六千三十萬圓、實に戦費の八割七分である。即ち國債は次のH表の如く増加した。

(H表) 事變以來の國債増加 (單位千圓)

年度	總額	前年比
昭和十二年度	一〇、五八〇、三〇一	—
" 十三年度	一六、二二二、七二八	五、六四二、四二七
" 十四年度	二一、五二〇、二〇六	五、二九七、四七八
" 十五年度	二八、二五三、二〇九	六、七三三、〇〇三
" 十六年度(七月末現在)	三二、九三五、六七六	—

かくては、歳入中にあつて占むる租税と公債との比重は、アンバランス(不均衡)ならざらんとし得ないのである。I Jの兩表がそれを指示する。

(I表) 歳入中に於ける租税と公債 (單位百萬圓)

年度	租税	公債
昭和十二年度	一、四三一	二、二三〇
" 十三年度	一、九八四	四、五三〇
" 十四年度	二、四九五	五、五一六
" 十五年度	三、一六四	六、八八四
" 十六年度	三、七三五	八、五七三

(J表) 歳入中に於ける租税と公債との割合

年度	租税	公債
昭和十二年度	二五・九	四〇・四
" 十三年度	二四・五	五〇・一
" 十四年度	二七・八	六〇・五
" 十五年度	三一・五	五四・九
" 十六年度	二七・二	六四・九
計	二七・九	六〇・五

〔註〕 租税と公債以外の「その他の歳入」は省略。

これによつて、わたくしたちは、如何に租税の割合が低いかを知る。心膽自ら寒きものがあるであらう。と、同時に、増税はこれからだと奮起呼應する感慨も湧かう。
繰返へして言ふ！

今後、連年増税は重ねられて行くべきだ。財政健全化のために（健全財政を無視しての建設財政は在り得ない）、浮動購買力を吸集して消費規正を促進せしむるために、通貨造出の原因を抑止してインフレ制禦の根本対策とするために、今年増税があつても、來年またあるであらう。

ところで、その方向だ。

第一に想定されるのは、直接税中心の従來の増税方針が、間接税中心へと轉換されるであらうことである。別言すれば大衆課税の擴大増徴であらう。

(K表) 租税収入構成の趨勢 (單位千圓・括弧内は割合)

年度	直接税	間接税
昭和十一年度	五〇七、七五〇(三七・三)	七四二、九五四(五四・六)

〃 十二年度	八一六、七八二(四五・八)	八四〇、二四九(四七・一)
〃 十三年度	一、二二八、一五七(五二・六)	九七二、六三〇(四一・六)
〃 十四年度	一、六二六、六四二(五五・六)	一、一三〇、七四四(三八・六)
〃 十五年度	二、二八七、三二五(六二・三)	一、二〇七、三九二(三二・九)
〃 十六年度	二、八六六、四七九(六六・八)	一、一八一、六七五(二七・六)

〔註〕、その他の収入は省略。

右表の如く、わが租税収入は數年前の間接税中心が、今日、直接税中心へと完全に移行してゐる。今後、直接税の面にこれ以上の擔税力なしとは無論考へられないが、間接税による増税により多くの増收期待が懸けられることは明白であらう。何故なら、わが國では、年額二萬圓以上の大所得者は約七千人程であつて、それらの人々の所得が國民所得全額に對して占むる百分比は僅々四分三厘である。それ故、今後の財政需要に應ずるためには、好むと好まざるに拘らず、大衆の負擔能力が狙はれなければならないであらうからだ。

これを具體的に言へば、通行税、入場税、酒税、消費税、清涼飲料税、物品税、遊興飲

食税などの如き間接税の増徴は既に行はれた。必らずや來年度あたりからは賣上税新設による五億前後の増収が日程に乗せらるべきであらう。また、これに伴つて、煙草の値上げによる七―八千萬圓の増収も狙はれることになるのではあるまいか。

第二の方向として、無論、富裕階級に對する増税が擧げられる、そこで、その一つとして所得税の増課が問題となるであらう。その程度は、

(A) 分類所得税の増徴 分類所得税のうち勤勞所得については、現在年所得のうちより七百二十圓を控除し、その残額に六%の課税が行はれてゐる。この免税點が六百圓程度に引下げられ、七%乃至八%の税率となるのは遠い將來ではあるまい。

また事業所得については、現行法は五百圓を控除した残額に七・五% (自由職業の場合)、八・五% (農、漁、牧畜業など) の税率で課税してゐる。この控除額五百圓を四百圓程度に引下げ、税率もそれ〴〵一%乃至二%方引上げられることになるのではあるまいか。その他、不動産所得、配當利子所得、退職所得なども、それ〴〵如上の分類所得税率に相應しく、引上げられるであらうことは云ふまでもなからう。

(B) 綜合所得税の増徴 現行税法では五千圓以上の所得ある場合に限り、五千圓を超過する金額に累進課税してゐる。將來この五千圓は三千圓程度にまで低下され、累進税率も相當引下げを見るであらう。(この點は第六次増税で實現された。)

このやうな所得税重課と併行して、むしろ、相続税も増徴すべきだ。新税として財産税が脚光を浴びなければならぬ。全面的の財産税はともかくとして、休眠財産とも稱すべき娛樂用財産、遊休邸宅、別荘など、現實に生産的利用の範圍外にある財産に對しての新税は、大衆課税擴張との均衡上から考へても當然問題とされるのではあるまいか……。そして、財政金融基本方針にも闡明されたやうに、次第々々に「國民各階各層が負擔を分擔する如く」税種は擴張され、増徴されて行くであらう。しかしながら、これこそ納税による國民御奉公の機會が擴大されるもの、決して苛斂誅求と考へてはならぬ。その結果、生活程度の低下することあるも、亦、當然。未曾有の大業を成就すべく國運を賭しつゝある秋、國民生活の低下なしとすれば、むしろそれこそ寒心事でなければならぬ。

第三の今後における税制の方向は、必らずしも増税への方向ではない。それは、さきに

も記したやうに財政を國民經濟と一體化して、計畫的に運営するためには、從來、ともすれば抱かれ勝ちであつた租税至上の觀念が打破されて、税制もまた經濟政策の一環として活用されて行かねばならず、事實そのやうな方向が採られるであらうといふことだ。すでに、過去兩次の税革に際しても、臨時措置法によつて、生擴産業の助長、時局の重壓による打撃の救濟策が、租税を通して企及されたことは、前段に述べた。この方式が今後は益々活潑に擴充され、時局喫緊の生産增強のためには敢て減免税の處方箋も發行されるであらう。貯蓄増加のためにもまた類似の方策が、税制の分野で講ぜられることにならう。と、同時に、いはゆる永久税の固定觀念は清算されて、或る種の税率についてはこれを固定することなく、何割何分乃至何割といふ工合に伸縮性が附與され、特定年度に幾ばくの税率を適用するかは、經濟政策一般——従つて國策の大本と照應して、年々に決定を新にされる制度も採用されてゆくのではあるまいか。

税制の將來は、増税なる關心事を度外視しても、頗る刮目値に富むのである。況んや、それが國民生活と不可分の關係に立つものであるにおいておやである。

なほ、増大してゆく財政資金を賄ふものは、こゝに述べた増税の他には公債であるが、紙幅の都合上、それについての解説は割愛する。たゞ國民は、消費を節約して貯蓄に精進し、以て公債の消化に萬全の協力を致すべき必要を強調しておく。